

議事日程第2号

令和5年12月12日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	教 育 長 奥 村 恒 也
総 務 部 長 各 務 元 規	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	企 画 調 整 担 当 参 事 田 中 克 典
教育参事兼 学校教育課長 筒 井 幹 次	総務防災課長 古 川 孝
企 画 課 長 山 田 敏 寛	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 金 子 文 仁
亜炭鉱廃坑 対策室長 木 村 公 彦	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住民環境課長 高 木 雅 春	保険長寿課長 大久保 嘉 博
福 祉 課 長 日比野 浩 士	農 林 課 長 渡 辺 一 直
上下水道課長 可 児 英 治	建 設 課 長 石 原 昭 治
会 計 管 理 者 塚 本 政 文	生涯学習課長 日比野 克 彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土 谷 浩 輝	議 会 事 務 局 記 書 井 戸 芳 枝
----------------	-----------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影をいたしますので御了承ください。

また、岐阜新聞社可児支局様、岐阜放送報道部様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 広川大介君、3番 山田徹君の2名を指名いたします。

一般質問

議長（大沢まり子君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

6番 鈴木秀和君。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

6番（鈴木秀和君）

おはようございます。

それでは、早速ですが始めさせていただきたいと思います。

町長は、この7月に就任されて約5か月、通常の業務以外に夜中心の車座懇談会など50回以上出席され、さらに休日には、各種イベントに顔を出されるなど精力的に活動されています。スポーツを通じて鍛えられているとはいえ、夜間、休日返上での執務が続いておられるようですので、健康には御留意いただきたく思っております。

さて、質問は4件と少々多いですが、よろしくお願いします。

1 番、まずは前町長時代の損害賠償請求事件に関し、10月6日に和解が成立した件です。詳細は、町のホームページに10月11日付でアップされています。原告が図書館に寄贈した図書「テロと産廃」の貸出しを1年間止めたこと、「ほっとみたけ」の町長月記で原告の名誉を毀損する記述があったことの2点について、損害賠償請求を受けた事案です。今回の和解で金銭的支払いは発生しませんが、今後、図書閲覧などの自由が確保されることを目指し必要な対応を進めること、名誉を毀損する表現があったことについてはおわびをすることの内容です。

本件は、前町長時代のものであり、既に町長は交代していること、和解案の内容などから賛成したところですが、本件に関し、3点確認させてください。

1 つ目、本件は前町長個人に対する訴えと思っていましたが、御嵩町が被告として和解となっています。その経緯、理由を教えてください。

また、和解金の発生はなかったですが、この裁判のための手続費用、弁護士費用など町の負担額を教えてください。

最後に、これで決着ということになりましたが、本件の起案をつくった前町長個人の責任について町長の考えをお聞かせください。以上です。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

それでは、鈴木議員からの大項目1点目の損害賠償請求事件に係る原告との和解についての質問にお答えをいたします。

まず1点目、損害賠償請求事件に係る原告との和解について、御嵩町が被告として和解することとなった経緯について説明をさせていただきます。本件については、令和5年第3回定例会で本件和解についての議案を説明した際に、谷口議員からの質問に回答した内容と重複する部分もございますが、改めて御説明をさせていただきます。

令和5年10月6日付で原告と和解が成立した損害賠償請求事件は、職務上の行為について、国家賠償法第1条第1項の違法性を有するとして、原告が、御嵩町を被告としてその代表者である御嵩町長を提訴したものでございます。国家賠償法では法的な性質上、公務員個人ではなく地方公共団体が被告となりますので、前町長個人を相手として訴えを起こされたものではございません。

2点目でございます。

本件訴訟で負担した費用についてでございます。本件訴訟は、令和4年5月に訴えを提起されましたので、昨年度に弁護士に対しての裁判の着手金として88万円、今年度、令和5年にありますが、和解成立による解決金といたしまして着手金と同額を支払っており、弁護士費用の

負担額といたしましては合計176万円となります。そのほか裁判手続に要した費用は特にございません。

最後に、前町長個人の責任についてということでございますが、1点目と繰り返しになりますが、本件は職務上の行為について、原告が国家賠償法の違法性を有するとして訴えを提起したものでございます。法的な性質上、前町長ではなく御嵩町の責任として対応してまいりました。結果、本年10月に、原告と未来に向けた協議を行い、お互い合意の下、和解という形で本件裁判は解決したものでございます。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

大変ありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございました。

加えてちょっと2点ほど確認なんですけど、当時、令和4年3月の話ですが、前町長、反論文を本に貼り付けようと思っているとか、令和4年3月16日の委員会の議事録にも、反論をびったりとめくられないように貼り付けて図書館に置くというような発言が残っております。本当に本には貼り付けてはいないだろうと思うんですが、念のための確認でございます。

それからもう一つ、令和4年8月「ほっとみたけ」の最後のところですけど、一応、著者の名誉を毀損するおそれのある表現のあったことについておわびするという記載が載っております。先ほどの説明ですと、これも御嵩町としておわびしたと、こういう理解ということによろしゅうございますでしょうか。

最後に、本件について、反省を含めてどんなふうに生かしていくのかということを一言聞かせていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

それではお答えをさせていただきたいと思います。

まず、本に反論文を貼り付けるという発言もございましたが、本当にこれは貼り付けられたのかという御質問でございましたけれども、当初はこの寄贈本のほうに反論文を付して貸出しを行うという検討をしておりましたが、その後、反論文を付さず貸し出す結論に至りましたので、現在貸し出されている寄贈本については反論文は付されておられません。

それから2点目でございます。

町長月記において、町長名の後に名誉毀損についての謝罪文を記載しておりますけれども、町のおわびなのかということでございますが、「ほっとみたけ」そのものにつきましては、町が発行している広報紙でございます。町として広報紙内に名誉を毀損する表現があったことについておわびをしたものでございます。

それから３点目でございますけれども、今回の反省を踏まえて今後どう生かされるのか町長の見解をとということでございました。今回の裁判では、図書館における本の寄贈に関する手続の明確化等について、未来に向けた和解を原告と行ったものでございます。この和解条項に基づきまして、教育委員会には図書館の自由に関する宣言の遵守及び図書館の適正な管理・運営をしていただければというふうに私個人としても考えております。以上でございます。

〔６番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

６番 鈴木秀和君。

６番（鈴木秀和君）

ありがとうございました。

今、町長が言われた図書館の自由に関する宣言、なかなかいろいろ書かれています。最後に、図書館は全ての検閲に反対するというような文言もありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、２番目の質問に移りたいと思います。

可茂消防の御嵩分署予定地の売買契約に関する件です。

本件土地は前副町長の所有地で、可茂消防御嵩分署の移転候補地として購入、造成などを行い可茂消防が分署を建設する計画で令和３年１２月３日、土地開発公社と売買契約を締結しました。なお、契約関係が少し複雑ですが、売買契約は前副町長と開発公社間ですが、登記簿上の所有権はその時点で御嵩町に移転しています。その後のボーリング調査で、亜炭鉱跡空洞の存在が判明したため、造成工事は行わず中断となっていました。しかし今般、造成工事を委託した土地開発公社との契約期限を迎えるということで、令和５年３月の補正予算で御嵩町が土地代金に測量費、調査費などを加えた２,１５０万円を土地開発公社に支払ったものです。

議事録によりますと、執行部は可茂消防の要望で進めたもので最終的には可茂消防が責任を取っていただけるものと答えておられます。もし引き取らなかったらどうするんだという仮定の話の繰り返しつもりはありませんが、改めて不動産売買契約書を見てみますと、売買の目的は可茂消防事務組合御嵩分署移転事業のため、必要な土地について売買契約をするとあります。民法が２０２０年に改正になって、それまでの瑕疵担保責任という考えが契約不適合という内容に改正されました。つまり、消防署を建てる目的で売買契約をしたが、亜炭鉱跡空洞が見つかり、

売買契約の目的が達せられない契約不適合の状態になったわけです。こんな場合、民法では最終的に契約解除も可能と書かれております。私は、9月議会で第三者委員会で検証すべきと申し上げましたが、可茂消防の検討を待つという回答でございました。

それはそれとして、本件は契約不適合に該当する事案なのか、そうであれば不適合であることの申出期限はいつまでかなどについて、早急に検証しておくべきかと考えますが、現在の可茂消防の検討状況と併せ回答をお願いしたいと思います。以上です。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

それでは、質問にあります契約不適合に該当する事案かどうかについて、そのお答えをする前に、既に御承知のこととは思いますが、御嵩分署移転に係る候補地の選定に至った背景について少し触れさせていただきたいと思います。

まず、町は令和3年1月15日付で協議を行った候補地は、ハザードマップ上で亜炭層が15メートルより深く30メートルより浅い位置に分布しており、亜炭空洞についてはボーリング調査などを実施しない限り判明しない旨、重要事項として示しておりました。そして、組合はこのことを認識した上で、同月21日付でこの候補地を選定用地として同意する旨の回答をしております。

次に、議員が御指摘の契約不適合については、一般的には売買や請負において契約に基づく引き渡された目的物が、種類、品質、または数量に関して契約の内容に適合していないことをいいますが、今回の場合は、目的物は不動産でございまして、その品質について売買契約の目的が達せられていないと議員が質問されているのではないかと理解しております。

そこで、この契約不適合について、今までの背景を踏まえ弁護士に見解も伺ったところ、将来的な買主となる組合が、町が示したこの重要事項を認識した上で、選定用地で事業を進めることに同意していることから、地権者と土地の売買契約を締結した後に実施したボーリング調査により、亜炭鉱廃坑の空洞が確認されたという事実があっても、これは契約不適合にはならないというふうに確認をしております。

続いて、御嵩分署移転に係る現在の検討状況でございます。

議員御指摘の事業の中断に至った理由でございしますが、用地選定の経緯の確認及び亜炭鉱廃坑跡の空洞対策等の再検討のためであります。この再検討につきましては、現在事業が停止している現選定地が最も適地であったとして、組合から完了した旨の報告を受けております。

具体的には、まず1点目、組合は消防庁舎の運用効果を考慮すると市街地またはその付近で建設することが望ましく、消防として救急や災害時などにおける出動面を最優先に考慮した用

地選定をすべきであるという考えを示されております。これは、組合が10市町村から構成される一部事務組合であり、市町村の枠を超えていち早く出動できる体制を確保する必要があること、消防庁舎の建設位置が住民サービスに与える影響が大きいことなども影響しております。

次に2点目、町内では亜炭層が広く分布しているので空洞の可能性がございます。仮にボーリング調査の結果を踏まえた上で空洞がない他の候補地に変えていくことは、建設までに時間を要するだけでなく、総事業費が膨れ上がるなどの懸念がございます。

そして3点目、未耐震である御嵩分署の現状を踏まえ、組合は管内住民に安全・安心が常に提供できる消防活動の拠点としての機能を維持するため、早期の建設が必要であるということでございます。

これらを踏まえて、現選定地が条件的には一番よい場所であるということとしております。

また、有利な財源である緊急防災・減災事業債が令和6年度、令和7年度において利用が可能であることから、できる限り構成市町村の財政負担の軽減になるよう事業を展開していきたいと考えているようでございます。

今後は、この再検討結果を組合構成員に対して説明する予定としており、そこで承認されることになれば、来年度から事業が再開されることになるというふうに認識しております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

ありがとうございます。

私、不動産に関しては、実務はやってきておりますが法律の専門家ではありませんので、弁護士の先生が重要事項説明でその事項を説明した上で、向こうも承知した上で購入したんだということで契約不適合にならないという見解であれば、それはそうですということで受け止めたと思いますが、この話の途中で出てきたと思うんですが、ボーリング調査にすごい膨大なお金がかかるのでボーリング調査より前に契約したというような説明、議事録を読んだことがあります。ボーリング費用って多分数百万円、100万円、200万円、たしか先般も伺ったと思うんですが、今考えれば、何でボーリングを1本やって、やらなかったのかなという悔いが残ります。

たしか今、亜炭鉱空洞を埋めるのに1億円ぐらいかかるという話も聞いております。やっぱり千数百万円とかそういう単位で、2,000万円とかいう単位で買った土地に1億円かかるという話になると、これは話が違うよねと思うのが一般的な感覚だろうと思うんですね。

法律的に問題ないということで、これから可茂消防のほうがあそこが適地だということで進めていただけるという御回答でしたので、それ以上の質問はございませんが、引き続き注視していただきたいというふうに思います。2問目は以上で終わります。

続けて3点目は、新庁舎の第三者委員会に関する質問をさせていただきます。

本件に関して、10月31日付報道関係者向け書面に、町が進めてきた新庁舎等整備事業の手順や経緯について、原因を含む事実関係を公平・中立な立場から調査・検証を行うためと書かれていますが、この文章で何を調査・検証をするのかはつきりしません。

具体的には、農地転用の許可前、あるいは役場を移転する法的条件である位置条例の議決前に地権者と候補地の売買交渉を進めたこと、あるいは予算は承認されているとはいえ、今申し上げた許可、議決前に工事関係の支出を行ったこと、実際に新庁舎関連支出は現時点で6億8,000万円ということになっております。このような具体的事案について法的な問題はなかったか、あるいは会計上問題はなかったかを検証することということであり、町長は、庁舎の再検討に当たり基本となる過去の経緯について、公的に明確にしておかないと今後の進め方も決められないということから検証を行うということだと理解していますが、間違いないでしょうか。これが1点目です。

しかしながら、委員会の検証結果を受けてから再検討となると、庁舎問題はさらに時間がかかります。庁舎問題は町を二分する大きな問題であり、近隣の多治見市では位置条例が2回否決された経緯があります。また、美濃加茂市においても、計画案を仕切り直し慎重に時間をかけて再検討されています。9月議会でも質問しましたが、来庁者、職員の安全を守るため、まずは現庁舎の耐震もしくは免震工事を行い、その上で庁舎問題に取り組むべきと考えますが、そのようなお考えはありませんか。これが2点目の質問です。よろしくお願いします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

新庁舎に係る第三者検証委員会について1点目の御質問、第三者検証委員会は具体的に何を検証するのかという点について御答弁申し上げます。

新聞報道や町ホームページで公表しておりますとおり、町は10月31日付で新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会の委員3名を選任いたしました。第三者検証委員会の委員は、公平・中立な立場を保ち高度な専門性を求められることから、弁護士、公認会計士、有識者の3名で組織することとしたことは周知のとおりでございます。

そこで、御質問の何を調査・検証するのかについてでございますが、先般、9月議会におきまして御説明をしておりますが、改めて委員会の調査範囲について具体的に御説明をさせてい

ただきたいと思います。

まず、委員会の統括を担っていただきます弁護士委員には、用地選定や施設集約に係る評価の方法、議会特別委員会における議事経過、公拓法や農地法、都市計画法など法的事務に係るプロセス等について、事実関係について調査を依頼するものでございます。会計士委員については、事業実施に係る充当財源の考え方、他の同規模自治体との比較、将来の財政負担への影響など、予算や事業費に関する調査依頼をしております。また、有識者委員については、防災や産業振興からの観点、庁舎に求められる機能や規模の妥当性など、大変幅広くはございますが多面的な調査を依頼しているところでございます。

3委員には、現在、それぞれの専門分野において的確な検証を進めていただいております、年度末を目標に調査結果を取りまとめ、町へ報告いただく予定でございます。議論が進まないこと、同じことの繰り返しを避けるためにも今回の検証が非常に重要なものであると認識しており、町では、調査結果を基に今後の進むべき方向性を定めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、1点目の御質問に関する私からの答弁とさせていただきます。

続いて2点目の質問、現庁舎の耐震化、免震化を優先すべきではないかについて御答弁申し上げます。

現在、第三者委員会による調査・検証を進めている状況にあるため、検証の結果を受ける前にして具体的な議論を進めることはできません。しかしながら、9月議会でも答弁したとおり、命の問題は何よりも優先すべき事項であり、改めて新庁舎事業と命を守ることは切り離して考える必要があると認識をしたところでございます。このため、来庁者や職員の命を守るべく、仮設庁舎や他の公共施設への移転を想定した比較検討に係る予算を今定例会のほうに上程をさせていただきました。

今後の方針につきましても、引き続き時間を要することが予想されるため、現時点で検討できる内容については早々に取り組んでいく考えでございます。耐震化をはじめ仮設庁舎に関する議論も含めまして、議員の皆様とは慎重な協議が必要となりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

ありがとうございました。

そうですね、今までところどころで伺ってきたことを改めて、いわゆる考え方を整理して聞かせていただきましたので、非常によく理解できましたのでありがとうございます。3月までいずれにしても第三者委員会の検証を待たなきゃいけない。その間にやれることをやるということで、先般予算も出ておりますので、3月までその動きをまた見ていきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

4番目の質問、最後です。

最後に、車座懇談会での要望に対する対応について御質問させてください。

車座懇談会は、町のホームページによりますと50回以上開催されたようです。私は、伏見地区の自治会単位の5回の懇談会にオブザーバー出席いたしました。

自治会単位の車座懇談会でしたので、要望として多かったのは3点、1に自治会に入会しない、新規入会しない、退会も多い、役員の成り手がいないなどの自治会問題、2番目に空き家になり草木がすごい状態である、風でものが飛んできそうである、倒れてきそうだという空き家問題、3番目に通学路の草が伸びて危ない、道路脇、水路脇の雑草は誰が刈るのかなどの雑草問題の3点だったと思います。その他身近な問題に対する改善要望について、できることは速やかに対応するとの町長の受け答えもありましたが、次の2点の対応策について考えをお聞かせください。

1点目、役場のどの部署に相談に行ってもいいか分からない、たらい回しにされたという話を聞きます。その解決策として、総合案内窓口、コンシェルジュなどを設置してほしいという話も出ております。これが1点目です。

2点目、雑草がすごい、道路、水路等の一部が壊れている、道路上に木がかぶさってきている、通学路が抜け道になって危ない、歩道の白線、塗装が消えているなどの身近な問題に対応するためにも、対応受付窓口を設置することが急ぎ必要と感じました。

美濃加茂市においては、市民の声システムで庁内全ての職員が市民からの要望事項を共有し、回答要望に対しては5開庁日以内に対応するようにしていると聞いております。総合案内窓口及び要望受付窓口、役場内での情報共有システムを含め、これらの設置を検討するお考えはありますか。御回答をお願いします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

それでは、総合受付の設置と町民からの要望を一時的に受け付ける窓口の設置を検討する考えはないかということに関してお答えをしたいと思います。

車座懇談会では、地区別形式と随時受付形式と合わせまして、11月末現時点で55回、675名

の方に御参加いただきまして、合わせて1,167件の御意見、御要望等をいただいたところでございます。この場をお借りいたしまして、御参加いただきました皆様にお礼申し上げます。また、議員におかれましてもオブザーバーとして御参加いただきお礼申し上げます。ありがとうございます。

鈴木議員もおっしゃったとおり、自治会への入会の件、空き家の件、雑草の件など多岐にわたる御意見、御要望をいただき、やるべきことが多いことを自覚し今後の政策の参考になったところでございます。御意見、御要望につきましては、職員集会の開催なども通して職員にも共有をさせていただきました。予算の制限や優先順位等はもちろんあるものの、難しい要望に対しても、最初からできないというのではなく、どのようにすればできるのかを一度考えてみることで、要望に対し100%のことができなくとも少しでもできることがないかを考え、可能であればすぐに動くことなど、前向きなマインドを持って町民に寄り添って進んでほしい等々、私の考え方を職員に直接説明をさせていただきました。

車座での役場、庁舎内に関することへの御意見につきましては、カウンターやパンフレット整理がなされていない、玄関が暗い、そして議員御指摘のとおり、役場内が分かりにくく総合案内窓口があるとよいというような意見がございました。現在、住民環境課窓口では、できる限りではありますが職員がカウンターの外に出て案内をしております。転入届、死亡届等の各種届出におきましては、各課担当が出向きワンストップで対応しております。また、各課から他課への案内するときなどには、その課まで付き添って御案内し担当職員へつなぐことを心がけております。しかし、役場内が分かりにくいであるとか、たらい回しにされたという御意見もいただき、これは真摯に受け止め改善する必要があるというふうに考えております。

総合案内窓口として玄関を入った正面のところにコンシェルジュが配置できるとよいという御意見、御要望は御理解できますが、まだ何らかの対応策ができる余地はあるのではないかと考えております。1つは庁舎内に入った方が職員に聞きやすい明るい雰囲気づくり、環境整備づくりに取り組むことでございます。既に対応済みのこととしては、カウンターの整理、パンフレットの整理、昼休みに消灯する箇所、しない箇所の整理を行いました。また今後、住民課窓口職員の配席レイアウトの変更、よくある質問に応じた案内看板の設置、分かりやすい動線表示の設置等を検討していきたいというふうに考えております。その他、他の市町村の取組で効果を上げているものを参考にするなど、この庁舎に適したやり方を検討していきたいというふうに思っております。これらの検証結果と費用対効果も踏まえた上で、コンシェルジュの設置については改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

要望受付窓口につきましては、玄関に入って左側のふれあい住民係で受付をしております。内容によって担当課職員を呼び、対応しております。また、担当課へ直接相談に来られた場合

は、そのままの課でも御要望は受け付けております。引き続き、相談を受けた窓口または最寄りの応接席で担当職員が出向き対応することに一層心がけるなど、来庁者に回っていただくことがないよう、どの窓口でもできる限りワンストップで対応できるよう配慮していきたいと思っております。来庁者御本人の意向で担当課へ行かれる場合や担当課までお越しいただいたほうがよりスムーズに対応ができる場合もありますので、これらは臨機応変な対応にも心がけていきたいというふうに思っております。

役場内の情報共有につきましては、来庁されての御要望以外に町政への便り、ホームページへの問合せフォームなど、メールにより受信するもの及び自治会からの触れ合い要望がございます。いただきました御要望につきましては、担当課へペーパーやメールの転送等で速やかに共有をしております。御要望に対する回答案につきましては町長決裁となっておりますので、要望内容については全て目を通しております。現状で要望内容は関係する職員には共有されていると認識しております。全職員が御要望に対する一連の事務の流れを把握し、情報共有や回答を滞りなく進められるよう、今後も徹底してまいりたいというふうに思っております。

役場、庁舎へのお越しの方が不快に思われることがないよう、良好な接遇やコミュニケーションを図るなど、気持ちよく御来庁いただけるよう、町民ファーストの目線を持ち続け今後も改善に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6 番 鈴木秀和君。

6 番（鈴木秀和君）

ありがとうございます。

車座懇談会でいろいろ出たり、それから住民懇談会で出たりということで、声も届いているようでございまして、少しずつ対応いただけているというお話を聞きまして安堵しております。特に、どこへ行ったらいいかという辺りは、ある程度改善されていくものかなとは思いますが、いろんな要望があるものですから、それをどこへ話したらいいんだろうというのが意外と分かりにくいという声が一番多いんです。ですからさっきおっしゃった住民環境課のほうですか、そこで窓口を、どっちかという建設に関わるものについて、草を刈ってくれとか、道路を直してくれとか、白線入れてくれとか、木を切ってくれとか、そういう関係のものが多いので建設系かなと思ってしまいうんですけど、その住民環境課のほうですかね、そこを窓口にしてということであれば、そういう問題についてもそこに行ってくださいという話を私もできるので、ありがたいと思っています。

あと、総合受付に関する件なんですけど、人の手ではなくて最近ロボットというものはや

ってきています、御嵩町のキャラクターのミーモくんのA I ロボット受付というような考えもあるかと思います。例えば何とかの相談がしたいと言えば、ミーモくんが「それは2階のどこどこへ行ってください」と答えるような感じだと思うんですけど、最近のA I って物すごく驚くほどの速さで進歩しています。ファミリーレストランでもロボットが配膳しているような時代になってきました。話題もありますしロボットという観点もいいかなということで、その辺りも総合受付ということで御検討される考えがないかなということで御質問します。お願いします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

ただいまの点についてお答えしたいと思います。

ミーモくんのA I ロボット受付、非常に斬新なアイデアだと思いますけれども、検討するには値すると思います。A I という部分をどう使っていくかという部分についても、他事例も含めて一度検討させていただきたいなというふうに思っておりますけれども、本町に適したものであるのかどうか、受け入れられるのかどうかということも併せてその中で検討したいというふうに思っております。以上です。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6 番 鈴木秀和君。

6 番（鈴木秀和君）

4 点と少し多い質問になりましたが、丁寧にお答えくださりましてありがとうございました。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、鈴木秀和君の一般質問を終わります。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

1 1 番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

本日は、2 点についてお伺いをいたしますのでよろしくお願いいたします。

1 点目でございます。

自治会加入減についての対策でございます。町のホームページによると、町が主催する7 月から始まった車座懇談会では、10 月までに50 回に上り延べ600 人の方が参加されています。町

長の先ほどの御答弁ですと55回、675人で1,175件ですかね、そういった要望をお聞きになったということですが、町長はどの意見にも真剣に耳を傾けておられまして、その姿に頭が下がる思いがいたしました。

私は、このうちの自治会対象の懇談会に6回参加といいますか傍聴いたしました。そこで真っ先に切実な問題として出されたのが自治会に関する問題でした。具体的には、会員が高齢になり役が引き受けられないので脱会する人が増えてきているということ、新しく越してきた人が自治会に加入しない等、自治会加入者が減ってきて役の担い手不足でとても困っているという問題です。そして、自治会問題に付随して、自治会をやめた人が地域の人たちが管理しているごみ集積所にごみを出してもいいのかという問題も出てきています。自治会の問題ではあるけれど、行政として何とかしてほしい、自分たちだけでは変えられないという声も出てきております。

私は、かねてからいろいろな方から自治会に関する相談や苦情を受ける機会が多くありまして、自治会の存続について非常に危機感を持っていましたので、平成28年と令和元年に自治会の問題を一般質問で取り上げたことがございます。質問の中で、自治会の現状、行政としての支援、役員の負担軽減、相談体制の充実などについて取り上げました。それに対して、行政としてもその事態を憂慮し、役員の充て職や会議出席の負担軽減や広報紙の回覧物の回数を減らす、加入啓発等の支援を行うとの答弁をされまして、策を講じてこられたことと思います。

しかし、この問題について質問をした平成28年3月には自治会加入率が約74%でしたが、現在の加入率は約65%ぐらいと伺っています。この7年間で10%近くが減ってきたということになりまして、行政としてもこれまで以上に、自治会の問題ではありますけれども積極的な支援策を講じなければならないときに来ていると思います。

自治会の課題は御嵩町だけの問題ではなく、全国的にも多くの自治体が同様の問題に直面しており、近年は、行政が協力依頼する自治会への内容を検討し、負担軽減に努めたり、これまで以上に補助金を出したり、さらには自治会への加入に主眼を置いた条例や地域コミュニティの推進や活性化に関する条例、あるいは自治基本条例や住民参加条例などの条例を定めるなどの施策を講じる自治体も多く見られるようになってきました。

さらには、先進的な自治体では地域組織の再構築に取り組み、自治会よりも広い広域の学区規模で住民組織の再編を図る動きや、新しいアイデアや行動力を持ったNPOなどの連携を深める動きも多く出てきています。

私は、島根県の雲南市というところのNPOの活動について少し以前勉強をしました。御嵩町では、第5次総合計画の中でも、目指す町の姿ではみんなが支え合う町であり、本町では総合計画をはじめ各種計画を町民参加で検討し、町民と共に協働で進めるとともに、自治会活動

など地域の活動の活発化を進めており、さらなる地域自治力の強化が求められますと述べられています。まさしく地域自治力の根幹をなす自治会の存続が悲鳴を上げています。この難関を乗り越えるために、行政としてどのような支援策を打ち出していかれるのでしょうか。

そこで質問です。まず、現状について伺いをいたします。

車座懇談会で多くの方から自治会についての様々な意見が出されましたが、これについてはどのように思われたのでしょうか。

2 番目、自治会加入についての現状はどのようになっていますか。

次に、行政から自治会への協力依頼について伺います。

広報や回覧などの配付物について、配付回数を減らす、また自治会割当ての役員を減らす等負担の軽減策についてはどのようにお考えでしょうか。これにつきましては、今日、資料を出していただいております、そのうちの今日出していただいた資料の3枚目を見ていただきますと、令和5年度自治会長等の役員報告についてという資料がありますけれども、ここの1. 報告していただく役員というところに、1番から8番まで役員の名前が書いてありますけれども、これを各自治会で推薦してくれということになっていますが、という資料です。

次に、自治会加入者を増やすための支援策について伺いをいたします。脱会する方や加入していない方への支援策のお考えはどのようですか。

それから5番目ですね。各種会費や寄附金について自治会加入者と非加入者の不公平感についてはどのようにお考えでしょうか。これは、今日配付の一番上の資料ですね、町及び団体が自治会へ依頼する募金及び協力金等というものがありまして、これは合計しますと4,440円ということになります。

次に、ごみ集積所へのごみの出し方について伺います。

自治会に加入していない世帯がごみ集積所にごみを出すということについての不満の声をありますけれども、これについてはどのように対応していきますか。

最後に、今後の自治会への支援策の方針について伺います。

自治会に入っているメリットがないと言われる方が多いように感じますが、安心・安全なまちで暮らしたいという思いは町民皆同じだと思います。町としてどのような方針で進められていかれるのでしょうか。

以上、多岐にわたりますが御答弁をよろしく願いいたします。

そして、今日出していただいた資料なんですけれども、1枚目の裏のところに、自治会長、自治会の報奨金と自治会長の報奨金についての資料、そして2枚目のところが自治会長会とそれから副会長、そして地区会長、地区副会長になった方への充て職となっています。今回の質問には直接は関係していませんけれども、町の会長さんになる方は充て職が12ありますね。そ

して副会長さんは1名で6つ役がありますし、それぞれ地区会長さん、副会長さん、充て職があります。そして、地区の会長さんは公民館における運営委員も兼任をされるということで、役員になられた方は非常に充て職も多いということでございますので、すみません、質問これで終わりますので、御答弁よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 中村治彦君。

民生部長（中村治彦君）

それでは、岡本議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

多岐にわたる御質問のため、私のほうからは、いただいた御質問の2番目以降を先に答弁させていただきますして、その後、町長が答弁しますのでよろしく願いいたします。

まず2番目、自治会加入の現状についてでございます。

令和5年11月1日現在の自治会加入の状況は、自治会加入世帯数4,935世帯、住民基本台帳上の世帯数7,579世帯となり、自治会加入率は約65%となっております。岡本議員が一般質問で取り上げられた平成28年3月時点の自治会加入率は約74%でしたので、比較しますと約9ポイント、令和元年9月時点と比較すると約5ポイントの減となっております。

答弁本旨に入る前に、自治会に関連する諸問題、諸課題について述べさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、今般、行政と自治会の在り方をどう構築していくか、また自治会加入者が減少傾向にある自治会の組織をどう再建していくか、改編していくのかというような問題は、大変重要な問題であります。この問題につきましては、過去に岡本議員をはじめほかの議員の方々からも御質問をいただいております。

今日、全国的な傾向ではありますが、個人情報やプライバシーの問題、ますます地域での近所付き合い、コミュニティーが薄れている状況でございます。情報化社会の発展とともにインターネットを活用すれば一通りのことは済ますことができ、いわゆる個人主義的な考え方が増えてきているのが現状です。しかしながら、これからの地域、そして少子高齢化社会に対応していくためには、地域での支え合い、地域における人とのつながりが大変重要であり、行政としましても、こういった地域の自治会組織、住民自治をどう構築していくか、そして地域と行政がどう協働するのかという問題が極めて重要であると考えております。それは、今回いただいた御質問の答弁に共通するのですが、自治会の姿勢、方針、方向性も一つのキーワード、鍵となってくるのではないかと思います。

行政としてでき得ることは実施してまいります、主体、主役はあくまでも地域コミュニティーの単位である自治会ということは御理解いただきたく、議員もたくさんの御相談や苦情を

受けていらっしゃるということですので、いま一度自治会の内情を鑑み、岡本議員のみならず議員の皆様におかれましては、地元の代表としての立場で御助言、御指導をお願い申し上げます。

今回の議員からの御質問は、全国的な問題であることは言うまでもなく、特効薬がないのがこの問題の根の深いところでございます。そういうことも御理解いただきたいと思います。

それでは、答弁本旨に入らせていただきます。

3番目の役員の負担軽減策について答弁申し上げます。

これまで担当課では、自治会の負担を減らすため、庁内各課へ役員数の削減や回覧回数の削減に向けて協議を行うとともに、自治会にアンケートを実施しながら対策、検討してまいりました。令和2年度には、月2回の回覧回数については変わりませんが、全戸配付を原則1日、回覧を15日にして現在に至っております。この10月までに自治会を対象として行われた車座懇談会において多数出された自治会活動の負担軽減への御意見を受け、改めて自治会長様に対し、自治会支援に向けた現況調査としてアンケートを実施し、御意見を集約しております。また、毎年自治会長を含め、先ほど議員御指摘の8種類の役員を1つでも減らせないか、担当課に再考してもらっているところでございます。議員の御指摘のとおり、役員の負担軽減、充て職の見直しは実施してまいりたいと考えております。

4番目、自治会への支援策について述べさせていただきます。先ほどの自治会長へのアンケートの結果を踏まえてお答えさせていただきます。

10月に実施したアンケートは、68自治会中35の自治会長様から御回答をいただいております。アンケートでは、自治会から行政に対する支援策等について4つのテーマをいただきました。金銭的な支援、役員の負担軽減、自治会加入のメリットの見える化、行事の負担軽減、車座懇談会での意見とほぼ同じ内容となりました。これらの中からできることとして、説明用パンフレットの作成から取り組んでまいりたいと考えております。また、自治会への各種資金援助の拡大も視野に入れていきたいと思っております。

5番目の御質問、自治会加入、未加入者への不公平感について述べさせていただきます。

現在、町及び団体が自治会へ依頼する募金及び協力金は先ほどの資料のとおり8種類ございまして、1世帯当たり幾らということで自治会に対してお願いをしておるのが現状です。この1世帯当たり幾らというお願いの仕方が、自治会加入者以外への募金等のお願いがなされているのか分からないということが不公平感につながっていると考えております。行政の依頼により募っていただく各種会費や寄附金等については、あくまでも行政からのお願い事ということを考えております。自治会加入者と未加入者の不公平感には多かれ少なかれ存在するのではないかという認識は否めないということでございます。

6 番目に対して、自治会未加入者のごみ集積所の利用について答弁させていただきたいと思います。

本町は、自治会が設置したごみ集積所に排出されたごみを、自治会への加入の有無を問わず収集しております。自らが設置したごみ集積所の維持管理は、自治会等地域の皆様により行われていることから、その御利用に当たっては、地域、自治会の皆様の御判断に委ねているのが現状でございます。そのため、自治会に加入していない世帯が自治会内のごみ集積所にごみを出すということについての御不満の声は自治会の方々からいただいているのが現状です。

このような問題は全国で起きております。自治会に加入していないことを理由に、ごみ集積所へのごみ出しに制限を加えることは違法である旨の判例があるということから、自治会未加入者の方にごみを出させないように制限するということは非常に難しいというふうに考えております。一方で、自治会を脱退した方や自治会に加入していない方につきましては、ごみ集積所は自治会が管理しておりますので、ごみの出し方や出す時間などルールを守って出すようにと説明はしているところでございます。

最後 7 番目として、町としての方針について述べさせていただきます。

まずは思いつく自治会加入のメリットを上げてみます。地域の人と交流ができ、お子さんがいらっしゃる御家庭は、子供同士の触れ合う機会が多くなります。回覧板など行政からの地域の情報などが得られます。防災面については、災害が起きた際には地域の人たちと協力したり情報交換したりすることで安全確保につながります。防犯についても、自治会として地域を見守る活動がなされています。自治会主体で防災訓練、避難訓練などをすることもあり、避難場所の確認や災害時などに役立つ情報などが得られることもあります。行政への自治会要望が、一個人ではなく自治会を通して行政に要望を出すことができますので、自治会に参加していることだけでも安心度は増すのではないのでしょうか。

ただ、自治会に加入していないからといって行政サービスの不利益を受けるということは避けなければなりません。町民の安心・安全の確保、生命・財産の維持保全等は、自治会加入の有無で線引きされるべきではないと考えております。自治会という基本単位の中で受けられるメリットは、先ほどのとおり多種ございます。自治会未加入者にはぜひとも自治会へ加入していただき、行政との距離を少しでも近づけていただきたいと思っております。

今回御質問いただきましたことについては、これで終わりではなく継続的に考えていく問題でございます。今回提案したことを実施するとともに、自治会長の御意見をお伺いしながら今後も進めてまいりたいと思います。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

私のほうからは、車座懇談会で多くの方から自治会について様々な意見が出されましたがどのように思われますかということに関してお答え申し上げたいと思います。

地域課題である地域の見守りや、安全・安心、福祉や防災、そしてごみ減量化のための環境活動などを推進し、地域コミュニティの基盤をより強固にするため、自治会の存在は不可欠だという認識を持っております。現在も、各地域において自治会長をはじめとする地域の皆様が、お互いに支え合い、住みよい安全・安心なまちづくりを目指して御尽力いただけていることに感謝を申し上げます。しかしながら、全国的に町内会や自治会の加入率が減少し、自治会員の高齢化、後継者や担い手不足が課題となっており、地域を大いに悩ませていることは議員御承知のとおりでございます。

本町も例外ではなく、特に新規転入者の既存自治会への未加入、高齢化による自治会の脱退、新旧住民やアパート居住者などの生活スタイルや意識の違いなどから、コミュニティの醸成がしづらく、現在の自治会加入率は約65%にとどまっております。

自治会存続の危機感、不安感を抱く声、自治会自身の存在、加入するメリットに疑問を持つ声がよく上がっていることを、今回の車座を通して肌で感じることができました。いただいている御意見には、行政が取り組むべきことと自治会が主体となって取り組んでいただくものに大別されるように思います。行政といたしましては、転入手続の際に自治会加入のお声がけは自治会長の紹介なども含めて現在行っているところでございます。残念ながらその時点で自治会加入をためらう方もいらっしゃるようでございますが、それでも窓口では積極的に御案内をしているというのが現状でございます。

車座懇談会で御要望としていただいているものの中で、来年度以降取り組める一例をお示したいと思います。自治会から選出する役員等の削減をまず図っていきたいというふうに考えております。これは以前から課題となっておりましたが、自治会に依存しなければならない地域課題でございまして、自治会役員様には負担をかけることとなっております。今回見直しを図ってまいりたいというふうに思っております。

車座懇談会での生の声を聞き、自治会組織の継続の問題は、議員御指摘のとおり一朝一夕に解決できるものではないということは言うまでもございません。行政としては、いただいた声を少しでも反映していけるよう、モデル的に行う事業も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。あわせて御意見は継続してお聞きしたいというふうに思っております。今後、行政と自治会の在り方をどう構築していくのか、自治会加入者が減少傾向にある自治会の組織をどう再建していくのかというような問題は、大変重要な課題であるというふうに改めて

認識したところでございます。全国的な問題でもありますので、国や県が新たな枠組みを示すことがあれば、自治会と共に一緒に問題や課題に対して対処していくとともに、取りかかれるものから取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

民生部長、町長におかれましては、大変御丁寧な御答弁ありがとうございます。

とても前向きな御答弁でございまして、まず役員の削減については、町長のほうから、しっかり取り組んでいくということで具体的な事例を挙げていただきましてありがとうございます。

そして、今おっしゃった中で、自治会が主体となって取り組むことと行政が取り組むことということなのですが、その自治会が取り組むために、今とても本当に苦しんでおられる自治会もあるわけですが、とてもうまくやっておられる自治会もあるわけですね。そういうところの情報、どうやっているのかというような、やっぱり自治会が主体となって取り組むんですけれども情報が共有できるといいと思うんです。

そのためには、アンケートなどいいかなと思うんですが、先ほど部長の答弁の中で、今まずアンケートを取られたということで4つ課題が出てきたということなのですが、結局、今の自治会長さんは来年の3月で終わるわけですが、その中で高齢化で役員がやれなくなったので会で規約をつくったとか、新規加入者を増やすために自治会の新規加入金みたいな、入会金ですね、入会金をなしにしようとか、そういった事例もあると思うので、それからうちはこうやって新しい人を増やしたとか、高齢者の方をやめてもらわなくてもいいようにこういう工夫をしたというような、そういったことのアンケート調査を行っていただいて、自治会長さんで情報共有していただいて、次の自治会長さんにそれが引き渡されるといいかなと思うんですが、その辺りアンケート調査について何か御意見といたしますか、部長のほうであれば一つお答えをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 中村治彦君。

民生部長（中村治彦君）

ただいま岡本議員からいただいた御意見、御提案です。大変有益なものだと思います。各自治会がどのような活動をしているのか、横の連携とか横の情報、そういったものが不足しているというのも否めないかなというふうに思っています。ですので、アンケート調査、実態調査のようなものになるのかどうかちょっと分かりませんが、内容は精査しつつ、実施時期につい

ても今後検討しながらこういったものをしていきたいと。そして、結果が出ましたら自治会長様へ情報提供としてフィードバックしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございます。

アンケート調査をしていただけるということですので、それが皆さんで情報共有できるような内容になるようにお願いをしたいと思います。

そして、自治会の問題は私もこの質問を3週間ぐらい前に出してから、いろんな方にいろいろ御意見を伺ったりしてきました、うちの近くにニホンカモシカが出まして、うちの裏のほうにいてぴょんぴょんしているんですけれども、その件について、うちの御近所の方にそういった情報提供をしたいと思っていましたが、うちの近くに3軒新しく家が建って、自治会に入ってみえなくて、どんな方が住んでみえるのかも分からなくて、何かそこへピンポンと行くのも何かなという感じですので、自治会に入らってやっぱり顔の見える関係ができる、そういったことが災害が起こったり何かあったときにお互い情報共有したり助け合えたり、そういったことにつながるかなということをつくづく思いまして、やはり自治会加入というのは大事ななということを改めて思いました。

そして、防犯灯とかそういったことも自治会の人たちが電気代とかも負担するわけですが、やっぱりみんな明るいところで、安全なまち、夜も暗くないところで通れるのはありがたいし、清潔なごみ集積所があるというのもとてもありがたいことで、そういったことについてもメリットがないと言われますけれども、やっぱり顔の見える関係をつくって地域で気持ちよく暮らしていくためには必要かなということを私も改めて感じましたので、何とかこの問題については行政の皆さんとも一緒になって知恵を出し合ってやっていきたいと思います。ということで1点目の質問はこれで終わりたいと思います。

次、2点目の質問に入ります。

御嵩町リニア残土埋立てに關しての要望書や意見書について。

御嵩町リニア残土処分場について、これまでに3団体から要望書や意見書が提出されました。2023年3月に生態学の研究者を代表する日本生態学会の自然保護専門委員会が、事業区域の変更を求める要望書を御嵩町とJR東海に提出し、古田知事と国土交通省、環境両大臣に要望書の提出を報告する文書を送っています。また8月には、公益財団日本野鳥の会と日本野鳥の会

岐阜が環境省の重要湿地に選定された美佐野ハナノキ湿地群が、サシバ、ミゾゴイなど希少鳥類の貴重な生息地であるとし、ＪＲ東海が進めるリニア残土の埋立事業の計画変更を求める要望書を御嵩町、ＪＲ東海、岐阜県、環境省に提出しました。さらに、10月にはＮＰＯ法人ラムサール・ネットワーク日本が、御嵩町と岐阜県に対して美佐野ハナノキ湿地群の保全を求める意見書を提出しています。

そこで質問です。

御嵩町として、これらの要望書や意見書をどのように受け止め、対応しますか。２番目、野鳥の会とラムサール・ネットワークは、岐阜県に対しても要望書等を提出していますが、それに関して県のほうから御嵩町に対して何か指示等はありませんか。３番目、このような情報は、リニア発生土置場計画審議会で開示、説明されるのでしょうか。以上の質問ですので、御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

私のほうからは、１つ目の質問に対してお答えをしたいと思います。町として、これらの要望書や意見書をどのように受け止め対応するかという点でございます。

質問中にございました日本生態学会自然保護専門委員会様からの要望書については、令和５年３月に事務局にて受け取りをいたしました。また、日本野鳥の会及び日本野鳥の会岐阜様からの要望書については、同年８月、冒頭で私が直接受け取り、続いてラムサール・ネットワーク日本様からの意見書は、同じく10月に事務局にて受け取りをいたしました。それぞれの団体の御担当者からおおむね１時間ほど、いただいた御要望や御意見の趣旨など内容を丁寧にお聞きしながら説明を受けておりまして、事務局から報告は全て聞いてございます。いただいた要望書や意見書の概要は、議員御質問のとおりであり、湿地や生物、自然環境分野の先生方や精通された方からは学識的な知見を、また保全、保護団体としての長年の活動に基づく希少植種などの貴重な情報を外部からいただけたと思っております。

一方で、この問題は私たちの住む御嵩町内の計画に関するものでありまして、各団体が求められた計画の変更や保全については、地元の皆様の理解を得ながら町と町民が主体的に一緒になって解決していかなければならない問題であるということでの認識でございます。また、さきに西村前環境大臣のコメントにもございましたが、関係自治体である町と事業者であるＪＲ東海が適切に環境配慮を行うことが必要だというふうにも考えてございます。

その上で、日本生態学会自然保護専門委員会様からいただいた要望書にあつては、情報公開と対話を求める事項がございました。要望といたしましては、計画の内容や情報を十分分かり

やすく公表すること、賛成・反対の立場を超え透明性と公平性を持った幅広い議論の場を確保すること、結論を急がず地域の懸念や疑問に真摯に対応すること、この３点をいただきましたが、まさに認識は私も同じでございまして、このたび設置いたしました御嵩町リニア発生土置き場計画審議会は、こういった要望や御意見にお答えできる形になっているかというふうに思っております。

審議会には、地元の皆様や町内の方々を中心に、各界各層から御就任いただきました委員の皆様において、本件のような湿地や生物、自然環境における御要望や御意見も含めて様々な視点から話し合い、それぞれの意見を出し合っていただき、解決に向かってよりよい計画に導くための幅広い検討の上で、ＪＲ東海との協議に臨む町の方針について答申いただくようお願いしたところでございます。従いまして、諮問した立場といたしまして、今、審議会による活発な御議論のほう期待しているところでございます。以上でございます。

議長（大沢まり子君）

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事（田中克典君）

それでは、２つ目、３つ目の質問につきましては私からお答えをいたします。

まず２つ目、県から町に対する指示の有無についてでございますが、それぞれの団体から要望書や意見書を受け取りました際の確認、あるいは報道記事により岐阜県知事宛てにも同様の書類が提出なされたことは承知しておりますが、この件につきまして、県から町に対する意見や指示等をいただいたことはございません。

３つ目、リニア審議会への開示、説明の有無についてでございます。

御嵩町発生土置場に関する環境影響評価準備書の知事意見に基づいた今後の手続の中で、このような要望書や意見書を受け取りました県から、町に対する意見や指示があることは想定はしておりません。今後、計画に対する要望書や意見書を団体等から受け取りました際の対応につきましては、事務局からリニア発生土置き場計画審議会の会長にお諮りした上で、その指示に従いまして開示や御説明など対応してまいります。

私からの答弁は以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございます。

すみません、２番目、３番目の質問では、県のほうからは指示はないということと、今後審

議会において会長に諮って了解が得られれば開示や説明をするということで、はい、それよいと思います。

そして１点目ですけれども、町長のほうから御答弁いただきましたが、１点だけちょっと町長に確認させていただきたいんですけれども、町と事業者が適切に環境に配慮して取り組んでいくわけですけれども、ラムサール・ネットワークのほうからの要望の中で、最後のところでこういう記述があったんです。ちょっとだけ読ませていただきますが、そもそも町及び事業者が一体となって希少野生生物を保護し、生物多様性の確保を図ることを目的とする御嵩町希少野生生物保護条例に照らしても、町は重要な湧水湿地である美佐野ハナノキ湿地群を希少野生生物保護区域に指定し、その保全を図る責務があります。県やＪＲ東海に対しては、町は保護区域の保全に向けた措置を講ずることを要請しなければなりませんとありまして、保護区域という言葉が出てくるんですけれども、この保護区域については私も以前質問をしましたけれども、今こそ町長が代わられて改めてこの保護区域の設定を考えるべきじゃないかなというふうに思うんですけれども、町長はこの件に対してはどのようなお考えでしょうか。１点町長にお伺いします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

質問にお答えしたいと思います。

ラムサール・ネットワーク日本の意見書の中にございました保護区域の指定についてでございますけれども、保護区域ということになりますと、やはりその中で行われるそれぞれの私権、権利ですね、私権の制限につながるということもございます。とすれば、当然その保護区域がどの範囲に及ぶのかという指定範囲、あるいは今の私権の制限につながるがございますので、当然利害関係者との調整、あるいは理解の醸成ということも必要になるでしょうし、適切な管理主体、あるいは保全の取組協議というものが必要だというふうに考えております。

こういったこともございますので、慎重に丁寧な検討が求められるというふうに考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

保護区域に関しましては、前にも田中参事から御答弁いただいたんですけれども、その保護区域について権利といいますか、どの範囲を保護区域にするかとか、そこが持ち主が町ではな

くて民間の方であるとか当然起こってくるわけですが、ワイズユースという考え方が基本だと思うので、ここは町じゃないのでここを保護することはできないとか、そういうことではないというふうに思いますが、そのこともしっかり研究もしていただきまして、今後、ここは非常に貴重なところだということがいろいろな団体から言われておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいということでお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時40分といたします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

3番 山田徹君。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

3番（山田 徹君）

それでは、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

副町長の選任についてでございます。

地方自治法及び町条例の規定により、御嵩町には副町長を1人置くことができ、その人選については、町長が議会の同意を得てこれを選任することになっています。しかし現在、御嵩町におきましては、前副長が今年7月末をもって退職されてから、そのポストは御覧のとおり、空席のままとなっております。

法的には、副町長は町長を補佐し、町長の命令を受けて町の政策、企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督、また町長の権限に属する事務のうち、委任を受けた者について執行すると規定されております。

具体的に申し上げますと、町長に代わっての業務の詳細についての検討や政策の企画、立案を行ったりするほか、職員のトップとして、町長の判断が重要な重要でない事案、もしくは町長の委任を受けた事案についての決定や処理を行うものでございます。

近年では、地方分権や地方行政改革の流れが進みまして、基礎的地方公共団体である市町村の行政運営の上では、そのトップマネジメント機能の強化、再構築をするべきとされまして、

その首長を補佐する副町長ポストの任務や役職についても、ますます重要かつ不可欠なものになってきていることと理解しております。

そのような中、当御嵩町におきましては、渡辺幸伸町長が就任されまして5か月余りが経過、現在町が抱える様々な重要課題への取組はもちろんのこと、さきの9月定例議会の所信表明では、2つの基本理念の下、5つの施策方針を掲げられました。中でも、これまでの行政運営の見直しに関しましては、政策総点検本部を設置し、全職員の参加による行政の政策点検と改善、改革を展開、実施していくと伺いましたが、その総点検本部の副本部長は副町長をもって充てることになっております。

また、そのほか、従前からの町行政の執行組織はもとより、平時や災害発生などでの非常時を問わず、町の行政運営体制においても、副町長の責務は大きなウエートを占め、その選任については、いつときでも早く進めるべきであると私は考えております。

渡辺町長が総点検の一環として、車座懇談会など多くの町民の方々、各種団体との情報交換収集を大切にされ、県政経験とは違うレベルで町という基礎的自治体の諸課題や変革につながるアイデアを生の声で受けられる中で、そのサポート役たる副町長の人選につきましては、時間をかけて熟慮の上、お考えになりたい気持ちもお察しします。

しかし、今、次年度に向けての予算編成時期となつてまいりまして、事務方の内部においても、これから新町長体制での諸施策を調整、具現化する大切なタイムステージを迎える節目となつてきているのではないのでしょうか。

もちろん今の町政執行部の組織には、庁議メンバーをはじめ、課長、係長、職員等、町長の施策方針と意向を忠実かつ十分に遂行する優秀なスタッフがそろっているとは思いますが。しかし、副町長ポスト不在の状態がこのまま長く続きましたら、町長自身、また執行部の関係職員にも、職責や業務遂行の上で、経営管理面での物的、時間的な配分が加重しまして、精神的にも大きな負担がかかっていくのではないかと心配しております。

決してせかすつもりではありません。せかしているんですけども、町長の右腕となるべき副町長のポストの選任について、町長の今のお考え、お気持ちで結構です、と今後の予定についてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

御質問いただきました副町長の選任について、現時点での私の考えと今後の予定についてお答えをしたいと思います。

せかさずにと言われましたけれども、慎重にやっていきたいと思っています。

議員御指摘のとおり、前副町長が今年7月末をもって退職されて以来、現在まで副町長が不在という状況でございます。本来、首長である私の補佐役として、また事務方のトップとして職員の相談役や調整役なども担っていただくべく副町長というポストは、私も議員と同じく重要かつ不可欠な存在であるという理解をしております。その重要なポストであるがゆえ、選任に向けた人選や調整に時間を要していることもあり、いまだ選任には至ってございません。

また、議員も御心配いただいております執行部や関係職員にも様々な面で負担を強いているということも事実であり、早く選任したいという思いは強く持っております。

めどといたしましては、来年3月議会には議案として上程できたらというふうに、そのスケジュールでもって調整してまいりたいと考えておりますので、今しばらくお時間をいただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

ありがとうございました。

今の町長の御答弁をお聞きしまして、不可欠であるというお言葉をお聞きしましたので、ひょっとして町長、フットワークも軽いですしできる方ですので、副町長など要らないよというような答弁があったらどうしようかなと私思っていたんです。

ただ、来年3月の議会に上程されるということで、再質問になりますけれども、当てといたしますか、方針ですね、どのように選任をされていくのか。よそのまちでは、例えば公募をするとか、そういった事案も見受けられます。そういったことはお考えにあるのでしょうか。どういった方針で探していくのかということだけ少しお聞かせください。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

再質問いただきました。

特段今、公募ということ等は考えておるわけではございませんで、慎重に選定をしていきたいというふうに考えておる次第でございます、今しばらくお待ちいただければと思います。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

3番 山田徹君。

3 番（山田 徹君）

ありがとうございました。

あっさりと御答弁されましたので、これ以上は深くは追及いたしません。3月の選任議案を楽しみに待っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして2つ目の質問に参りたいと思います。

2つ目の質問は、重層的支援体制整備事業でございます。

これは重層的支援体制整備事業とは何ぞやということになってくるんですけれども、質問の中でいろいろちょっと私も勉強はさせていただいたんで、まずはこのことについてお聞かせいただきたいと思います。

私、今年63歳になるんですけれども、昔といいますか、一昔十年といいますか、もう半世紀前のことをちょっと話していきます。

昔は、私たちの周りの生活場面では、地域の支え合いや家族同士の助け合いなど、身近な人のつながりが大変強かったように思います。私が子供の頃には近所付き合いも盛んで、自分たちの親、さらにその上の祖父母の世代とそれぞれでの交流があったり、多世代間での生活や身の上相談があったりと、地域の中での支え合いというものが多くありました。家族形態も、3世代家族のような大家族が多くあり、何か困り事の相談なども、家族の中の誰かがいて、家族同士での助け合いが随分とできていたように思います。

しかし、近年では、少子高齢化や人口減少などの社会構造が変化する中で、核家族化やプライバシー主義重視など価値観の多様化が進み、地域社会への関心ばかりでなく、身近な存在と言える家族との共同体としてのつながりも薄くなっているように感じます。これまで機能していた地域や家族などといった人々の生活環境における支え合い、助け合いの基盤が弱まってきているのではないのでしょうか。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、その流れはさらに進行しているものと考えております。

そのような状況の下、社会的な孤立が進むとともに、人々が暮らしていく上での生活課題が複雑に絡み合い、また課題を持つ個人やその家族を含めて、幾つもの課題を抱えることとなっております。

日本の社会保障制度は、これまで高齢者は高齢者、障害者は障害者、子供は子供、そして生活困窮者は生活困窮者など、専門的な分野単位で制度設計がなされ、それでも地域や家族といった生活基盤がしっかりと機能していたので、困り事にも一応には対応できていたと思います。

しかし、近年、これら複雑で複合化した課題に対応するためには、これまでのような個人を

対象とする相談や、それぞれの分野による縦割りの法制度や支援体制では対応が難しくなっていると考えます。最近では、ひきこもりやニートなどの社会的孤立の問題、高齢者の親とひきこもりの子が同居する8050問題、病気や障害の親や兄弟の世話をするヤングケアラー、また働きながらのビジネスケアラーの問題など、1つの世帯、相談の対象となる案件に複数の困り事を抱えているケースが多くあると聞いております。

そのため国は、その打開策とも言える地域共生社会の構築を大きな目標に掲げています。地域共生社会の実現は、高齢者、障害者、子供など、全ての人々が地域の中で暮らし、生きがいを共に作り、お互いを支えながら高めることができる社会をつくり上げることでございます。

そして、令和2年6月に交付された改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向け包括的な支援体制の構築を推進するために、重層的支援体制整備事業が創設されました。重層的支援体制整備事業は、これまで対応が難しいとされてきた複雑化、複合化された生活課題等に向けた支援などを目的とし、法改正により創設された市町村が取り組むべき任意事業ではありますが、困難な課題を抱える本人や家族にとりましては、早期の対応や解決を望まれているとともに、包括的な支援体制での働きかけと内容に関心、期待を持っておられることと思います。

そこで、重層的支援体制整備事業について、以下3つの点について質問をさせていただきます。

1番目ですけれども、重層的支援体制整備といってもなかなか事業イメージがしにくい部分もあるかと思います。断らない包括的な支援体制として、相談支援や地域づくり事業などが連携しながら実施されるものと伺っておりますけれども、まずは重層的支援体制整備事業の全体像についてお聞かせください。

2つ目です。

御嵩町においては、本年4月からこども家庭センターが北庁舎3階に設置され、またその隣には、本庁の1階フロアにあった高齢者を対象とします地域包括支援センターが移動したと伺いました。本町で重層的支援体制整備事業実施に向けた体制整備を図る上で、現存の御嵩町の行政組織の見直し改編や実施スケジュールなど、現時点でお示しできることがありましたら、その範囲で内容についてお聞かせください。

3番目です。

重層的支援体制が整備されることにより、すぐに複雑化した課題が解決できるものではないと思いますが、現在の対応がどのように変わるのか、具体的な事例を挙げながら教えてください。また、事業を実施することによる効果や今後に向けての課題などについてお聞かせください。よろしくお願いします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 中村治彦君。

民生部長（中村治彦君）

それでは、山田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1番目、事業の全体像について御質問を受けていますので答弁させていただきたいと思っています。

地域共生社会の実現のため、令和3年4月、社会福祉法等の一部が改正され、市町村において、住民や世帯の複雑化、複合化した地域生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が創設されました。

国は、市町村における包括的な支援体制整備を求めており、大きく3つの支援が事業の枠組みとしてあります。

1つ目は、包括的相談支援と呼ばれる事業で、本人、世帯の属性に関わらず、受け止める、断らない相談支援の実施でございます。2つ目は、参加支援と呼ばれる事業で、既存の取組では対応できない、後ほど事例にて御紹介しますが、はざまのニーズに対応するための地域資源の開発を行う機能を確保し、本人、世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援の実施でございます。3つ目は、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援でございます。

本町では、高齢者、障害者、子供・子育て、生活困窮など、分野を超えた横断的な連携体制を取りながら、包括的な支援を充実して、重層的支援体制整備事業の構築を進めたいと考えております。

2番目の質問と3番目の質問をまとめてお答えしますので、一部答弁の順序入れ替わりますが御容赦ください。

3番目、課題の対応と事例の事業効果について申し上げます。

近年、少子高齢化、人口減少、核家族化の進行、地縁・血縁といった共同体機能の希薄化が見られ、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化しております。例えば、先ほど議員御指摘のありました社会的孤立、ひきこもり、8050問題など、縦割りの制度では解決しづらい問題が発生しております。事例で申し上げますいわゆる8050問題、一般的に80代の親と自立できない事情を抱える50代の子供によるひきこもりの高齢化、親子の社会的孤立、このように複雑多様化する社会問題や生活課題に対応するためには、制度、分野ごとの縦割りや支える側、支えられる側という従来の関係をを超えて、新たな包括的支援の構築をする必要があります。

そこから課題が見えます。介護や高齢者の問題だけでなく、貧困、障害、ひきこもり、虐待、

近隣トラブル、社会的孤立、ダブルケアなど多岐にわたってまいります。このため、専門職等が中心となり、庁内連携を図りながら、外部の関係機関等の協力を得て、問題解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。

また、課題解決が困難なケースに対しては、継続的に本人や家庭とつながり、伴走しながら見守っていくことも必要と考えております。

2 番目の事業実施に向けた組織改編スケジュールについて申し上げます。

体制整備の進め方として、まず庁内の関係課による協議を行い、各課で把握している地域生活課題に対する認識、支援関係機関の配置状況、各分野における課題、包括的な支援体制整備に関する考え方を共有して、重層的支援体制整備事業の実施計画を作成したいと思います。

それと並行して、関係機関との協議も進めてまいりたいと考えております。重層的支援体制整備事業に取り組むに当たり、このようなプロセスを経ることが必要とされているため、相談体制の設置形態、組織の改編については、必要不可欠であると考えられます。

なお、重層的支援体制整備事業には、継続的な検証が求められております。体制の改編を必要に応じてその都度見直すことも必要かと思っております。

本町が想定している重層的支援体制の整備については、令和6年度に、先ほど申し上げた関係課、関係機関との協議を済ませ、令和7年度に重層的支援体制の整備を目指して進めてまいりたいと考えております。

これまで取り組んできたことを基盤としながら、さらに足りない部分、充実すべき部分を精査し、誰も置き去りにしない社会を実現するための重層的支援体制整備事業の導入について、積極的に進めていきたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

3 番 山田徹君。

3 番（山田 徹君）

御答弁ありがとうございました。

私も何となく重層的支援体制整備のこの事業について、おぼろげながら分かってきたつもりではありますけれども、そこで再質問なんです、まず1点目です。

これは全国の市町村が取り組まなければならないような事業なんでしょうか。御嵩町の場合もいろんなケースが出てきておりますので、全くなしでいくというわけにはいかないと思います。やはり相談しに行ったときに困ったことがあって、そこですぐ解決できなくてほかの課へ渡しちゃったりとか、そういったケースもあると思うので、これは御嵩町でも取り組むべき事

業ではあると思いますが、市町村がどうしても取り組まなければならない事業であるのか。そして、取り組む場合には、この体制づくりの期限ですね、いつまでに取り組まなければならないというような、そういうことはあるのでしょうか。

それともう一つ、他市町村はどういう状況になっておるか。

まずはこの点についてお聞かせください。

議長（大沢まり子君）

民生部長 中村治彦君。

民生部長（中村治彦君）

今いただきました御質問にお答えさせていただきます。

いつやるべきか、いつまでやるべきか、必ずやらなきゃいけないのかということなんですが、法改正がされまして、国、厚生労働省なんですけれども、こちらのほうから情報提供や先進事例などの紹介はありますが、現時点、あくまでも市町村の任意事業ということであります。

実施年度については、いつまでにという期限は設けていないというふうに認識しております。

もう一点、他の市町村についてですが、現在、重層的支援体制を実施している県内自治体は、岐阜市、関市、あと近隣では坂祝町が取り組んでいるという話でございます。

本町は、先ほどのいつまでかという話であったんですが、令和7年度に体制づくりを目指しますが、関係機関との協議や内部の機構編成によっては、一部でも取りかかるところから取りかかっていきたいというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

ありがとうございます。

もう一つ再質問でございますけれども、新しい事業としてやっていくということになっては、やはり拠点づくりだとかそういったところで、財源的にもお金がかかってくると思うんです。今までこういった社会保障につきましては、介護は介護、障害は障害、子供は子供、困窮者は困窮者ということで、既存の分野ごとに各事業、経費を積み上げて対応して、申請、交付する形であったものが、この事業については、一括で全体事業を計算して交付、申請、精算するというふうに聞いております。

算出に関わります細かな国や県の負担割合とか、そういったところまでは結構ですけれども、簡単に交付金を受けて活用していくという仕組みについてお聞かせください。

また、これは一般会計で受け入れられると思うんですけれども、従来、介護保険の特別会計

のほうで包括支援センターですね、そちらの運営事業のほうは見ておられたんですけれども、その辺りのお金の流れ、会計の処理についてはどのようなになるのか、あらかじめちょっとお聞かせください。

議長（大沢まり子君）

民生部長 中村治彦君。

民生部長（中村治彦君）

財源についての御質問いただきましたのでお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、従来ですと分野ごとに行われていた相談や地域づくりなどの事業に係る補助金を出しておりましたが、この重層的支援体制整備事業交付金が交付されることによって、一括で執行できるということになります。

この交付金につきましては、議員御指摘のとおり、介護、障害、子供、生活困窮各分野の相談支援や、地域づくりに係る既存事業の補助金を一体化するとともに、この重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加して一括交付するものでございます。

御指摘いただきました包括支援センターの例で申し上げますと、この運営については、先ほどのとおり介護保険事業特別会計で運営しておりましたが、重層的支援体制整備に係る介護保険事業分については一般会計に移行することになります。重層的支援体制事業費のうち、介護保険に関する事業費の一定分を介護保険特別会計から一般会計へ繰り出すという予定になっておりますので、よろしくお願いします。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

会計についても、ちょっとおぼろげながらに分かってまいりました。

さらにちょっと3つ目の再質問でございますけれども、今回のこの質問は、福祉部門を管轄する民生部長さんにお聞きしておりますけれども、地域共生社会の実現のためのこの事業は、単なる相談事ではなくて、先ほど言われました参加支援につきましては、例えば就労問題とか地域社会のコミュニティー関係、まちづくりのそういった見守りも出てくると思います。

さらに地域づくり支援では、例えば学習交流だとか社会参加、そういった部分でいろんな分野が関わってきて、人と人、人と地域をつなげるという、そういった事業になってくると思います。

相談に関して言わせてもらおうと、私の知る限りでは、例えば学校で児童・生徒さんが抱える問題からその家族の抱える問題ですね、例えば親や祖父母が介護で障害を持って、さらに生活

困窮であるとか、そういった事例も多く見られると思います。

この整備事業のためには、住民に関わります幅広い行政組織の中での横断的な取組といいですか、そういったものが支援体制として必要になると思われるんですけども、その辺りについて、もう既に、例えば企画のほうと打合せをされておられるのかとか、そういった展開は済ませておられるのか。来年から協議を始めるということであるんですけども、もう既に、例えば包括支援センターは北庁舎の3階にありますよね、先ほど言ったように。そういったことで動きはどんどん動いていきますので、その辺り、町政の体制として動いていかないとどんどん遅れてしまうと思うんです。

さらには、これは庁内で協議をされるということなんですけれども、例えば今回、包括支援センターが外部委託に公募されておられるというふうな情報も得ておりますけれども、丸っと外部に委託して任せちゃうというふうじゃ済まされないと思うんです。その辺りは、やはり町の行政が責任を持っていかなければいけないということなんですけれども、民生部長さんのお考えを、その辺りお聞かせいただきたいと思います。

議長（大沢まり子君）

民生部長 中村治彦君。

民生部長（中村治彦君）

今、議員御指摘のとおり、重層的支援体制整備、まさしくお話しいただいたとおりでございます。

事案によっては、当然教育委員会などの行政機関も協議が必要となってまいりますし、例えば児童・生徒で申し上げれば、ヤングケアラーというような格好で、先ほど議員がおっしゃったような例もございます。そこから介護や虐待、生活困窮などなど、問題は深刻化していくというふうに把握はしております。

その機構について、人の配置、機構体制については、重層的支援体制とは、これは国の指針でもございますけれども、市町村全体で断らない包括的な支援体制を構築するものであって、新しい窓口を設置するというものではないです。全ての住民を対象に、既存の支援機関を生かしてつくっていくという点がポイントとなってまいります。その上で、考えられる体制としてはいろんなケースが想定されますが、町としては、今現在ある既存の枠組みを維持しつつ、新たな機能を追加して重層的支援体制整備を構築していくと。

包括支援センター外部委託ということもありますが、それも含めて、全て横断的な体制づくりをしていくということで御理解いただければと思います。以上です。

〔3 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

3 番 山田徹君。

3 番（山田 徹君）

町として横断的な対応を示していかれるということで、今後、それを議会としても見守りたいとは思いますが、あくまでこれは町民のために行っていくということで、合理化の上でどんどんそういった相談事業が済まされていくべきではないと思いますので、その点だけケアをしていかれるように願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（大沢まり子君）

これで、山田徹君の一般質問を終わります。

続きまして、8 番 奥村悟君。

質問は、一問一答方式及びパネルを使つての申出がありましたので、これを許可いたします。

8 番（奥村 悟君）

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従ひまして質問をさせていただきます。

まず、前置きになりますがお許してください。

12月8日に元衆議院議員の田中眞紀子さんの国会での記者会見がありました。11年ぶりに永田町の土を踏んだそうですが、田中眞紀子さんといえば歯にきぬ着せぬ物言いで知られる人ですが、その会見のときにこんなことを言われておりました。政治というものはすごい。政治は一番チャレンジングであつて、やりがいのある仕事。現実を夢に近づけられるのは政治。夢を実現することもできる。こんなすばらしい職業はないと信じている。私はそのとおりだなと思いました。皆さんはどう思われるでしょうか。

それでは、本題に移ります。

1 目ですが、インバウンド客への着地型観光についてであります。

古くから、人・物・情報の交流の舞台として重要な役割を果たしてきた中山道―東美濃路には豊富な歴史、文化の資源が残っており、文化庁の歴史の道百選や日本遺産、岐阜県の岐阜の宝もの、国指定史跡などに選定されるなど、高い評価を受けています。

御嵩町内には、上恵土から御嶽宿までの歴史の道百選、御嶽宿と伏見宿の岐阜の宝もの、中山道の牛の鼻欠け坂エリア、謡坂石畳エリア、御殿場エリアの3.6キロメートルの国指定史跡があります。このように、町内には魅力的な観光資源が豊富にあり、それを生かしつつ魅力ある観光地を目指していくことが、観光交流人口の増大につながるのではないかと考えます。

新型コロナウイルス感染症も5類になり、日本各地の観光地へ訪れる国内外からの観光客もコロナ前に戻りつつあります。特に岐阜県内で宿泊されるインバウンド客は、中部国際空港に

おける航空便が本格回復していない中で、コロナ前に比べて7割程度まで回復しており、御嶽宿へ訪れるインバウンド客も日ごとに増えてきています。インバウンド客は、団体客から個人客へとシフトしており、行き慣れた都市部の観光地ばかりでなく、地方部の観光地への関心が高まりつつあるようです。

日本の豊かな自然や歴史文化、日常生活に直接深く触れたいというニーズが高まっており、何かを買うためより何かを体験するために日本に来訪し、これまでほとんど外国人が訪問しなかった地方への来訪も多くなってきました。より多くのインバウンド客を誘客するためには、魅力的な宿泊施設はもとより、レストランや飲食店、体験プログラムなど、魅力的な観光コンテンツの充実が鍵となってきます。

御嶽宿では、秋から多くの中山道を歩いて旅する外国人、主に3つのガイドツアー会社が販売していますが、が戻ってきました。県内外から中山道を歩かれる方がわいわい館に立ち寄り、宿場の雰囲気を楽しんでいる姿を目にするようにもなりました。

先月、11月4日に行われた中山道往来にも、外国人観光客の歩く姿が見受けられました。中山道を歩くインバウンド客は、名鉄電車を利用し、お昼頃に御嵩駅に降り立ち、昼食をわいわい館などで済ませ、三、四時間かけてひたすらに中山道を歩いて細久手宿へ向かいます。宿泊は、細久手宿の江戸時代に旅籠だった建物を改装した登録有形文化財にも指定されている大黒屋に泊まるのが定番でした。しかし、この旅館は御夫婦で経営してみえますが、お二人とも高齢になり、最近では、何人もの客は泊められないとお断りされているとのこと。いつまでやれるか分からないと聞きました。

このことから、大人数のインバウンド客は、鬼岩の旅館いわみ亭や了山を利用し宿泊をしているとのこと。2つの旅館は中山道から外れており、せつかくなら中山道沿いに宿泊施設があるとよいかなと思います。

また、瑞浪市の大湫宿では、移住者が中心となり、宿場内にある旧家森川家を古民家カフェとして活用し、さらに旧家面高屋を改修し、宿泊施設として整備する予定もあると聞いています。

御嵩町内でも、着地型観光として魅力的な宿泊施設や食事どころ、体験プログラムなどを提供し滞在時間を延ばし、観光消費につなげるとともに、古来の伝統文化や歴史などに触れてもらい、町のよさを知ってもらうことが必要だと考えます。

以前、私が御嶽宿わいわい館の館長をしていたときに、コロナ前でしたので毎週のようにインバウンド客、このときはWalk Japanのみでしたが、わいわい館に立ち寄ってくれました。そのときに、何か体験してもらうことはないかと考え、みたけ華ずし作り体験や稲刈り体験、押し花体験で日本しか味わえない文化に触れてもらい、大変好評でした。引率するガイドさんか

らも、ほかにも体験できるメニューがあるといいですねと言われた記憶があります。

少しここでパネルで紹介します。

こちらのほうが華ずし体験です。これは堀田照子さんのところのお店ですが、ここでインバウンド客が来まして、指導を受けながら華ずし体験をして、この後、座敷のほうで昼を召し上がっていかれました。こういった体験をしたということでもあります。

それからあと、稲刈り体験のほうですが、これはちょうど御嵩公民館の北になるわけですが、田んぼの学校ということで青木さんがここを管理してやっているんですが、インバウンド客10人ぐらいですか、ここへ泊めて稲刈りの体験をしていただきました。特に、オーストラリアの方がおったんですけれども、やったことがないということで、地元の方に御指導を得ながら鎌を持って、ちょっと不器用だったんですけれども、刈っていただきました。大変喜んでくれました。これが日本の文化かなということで、外国の方も写真を撮ったり、思い出になったということで行かれました。

それからもう一つが押し花体験ですが、これはわいわい館の奥の一室でやりましたが、ピンセットを使って押し花をこうやってはがき大に貼るんですね。これをラミネートして持ち帰るんですけれども、外国の方も手先が器用でして、日本の記念になる、これはなかなか国の文化にはないということで、これを大事に記念に持ってお国へ帰ると言われておりました。こういった体験をしたということでもあります。

町長も岐阜新聞42市町村まるかじりの取材のコメントで、都市部を巡る旅から日本らしさや古い歴史を求め中山道を訪れる外国人が増えているので、もてなしに力を入れたいと言っておられます。

そこで質問ですが、中山道を歩くインバウンド客をターゲットとして、御嶽宿内を中心に滞在時間を延ばし、観光消費につなげるため、今後どのように着地型観光を推進していくのか、町の考えをお聞かせください。答弁よろしくお願いします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

それでは、奥村議員の質問にお答えしたいと思います。

着地型観光とは、旅行者が訪れる観光地におきまして、地元ならではのプランやプログラムを企画運営する形態でございまして、初めから目的地、巡る場所が決まっているいわゆる発地型観光、ツアーとは対極になっているものでございます。旅行会社ではなく、その地域を知り尽くした地元の方が企画を行うことによりまして、地域の強みを生かした独自性の高いプランが提供できることが特徴でございます。

特に、中山道を歩くような訪日外国人観光客は旅慣れた方が多く、着地型観光はそういった方々のより個人的かつ専門性の高いニーズに応えることができるものと考えております。

令和5年度のゴルフ場を除く御嵩町への観光客数は、9月まででは6万4,000人、そのうち外国人の人数を計測している御嶽宿わいわい館での外国人客の割合でございますが5.7%、鬼岩温泉の了山では3.5%と訪日外国人観光客の増加が見られ、コロナ前の水準に近づいてきております。

現在、中山道を歩くツアーに参加してこの御嵩町を訪れる訪日外国人観光客の多くは、京都、あるいは関ヶ原等から公共交通機関を利用して御嵩駅に降り立ち、そこから細久手宿を目指して歩いていくもので、御嵩町はいわゆる通過型の観光地となっております。

全国的な傾向といたしまして、コロナ禍からの回復により今後ますます訪日外国人観光客が増加し、インバウンド需要が拡大することが予想されます。また、このところの円安傾向により、訪日外国人観光客による消費額は大きく伸びる要素となっております。観光庁による訪日外国人消費動向調査の2023年7－9月期の一次速報によると、コロナ前の2019年同期比で17.7%増となっており、地域経済へのインパクトも大きなものになると推測ができます。

このような状況の中、SNSの普及などにより、旅慣れた外国人観光客の中には、通常のツアーに飽き足らず、個人旅行でより日本らしさの体験、あるいは体感を求める傾向が強く、同調査の2023年4－6月期の報告書によると、観光レジャー目的の訪日外国人のうち、団体ツアーは11.3%と1割程度しかなく、多くが個人旅行パッケージや個別手配となっております。さらには、団体ツアー客より個人客のほうが滞在中の消費額が多くなっており、着地型観光のターゲットとするのは、こうした個人の外国人観光客になるのではないかと考えられます。

岐阜県においても、中山道の歴史資源を生かした観光客誘客には注力しているところでございまして、御嵩町もこうした時流に乗って、御嶽宿を中心とした訪日外国人観光客の誘致と着地型観光に力を入れていきたいというふうに考えております。

御嵩町の場合、現在は町内中山道の情報発信の不足に加えまして、宿泊施設や飲食等で休憩できる場所、あるいは体験コンテンツが少ないということ、英語表記も少なく総合的な観光案内や受付などを行う場所がないことなどもあり、観光客の滞在時間が短くなっているのが現状でございます。

一方で、同じ中山道沿線の妻籠宿や馬籠宿など、古い町並みや自然景観とトレイルを求めて、多くの訪日外国人観光客がこの御嵩町から程近い場所に来ているのも現状でございます。そのため、多様な観光客のニーズに合った御嵩町ならではの魅力や資源を掘り起こし、情報を発信し、それらを利用しやすくすることで滞在時間を延ばしていく必要があると考えております。

訪日外国人観光客の滞在は、そのまま消費行動につながり、町内経済への寄与も期待されま

す。そこで、令和８年度に大改修が終了する願興寺を御嶽宿観光の中心に捉え、中山道を活用した訪日外国人観光客の誘致と着地型観光コンテンツの充実に注力していきたいと思っております。

例えば、町内には謡坂の石畳や諸之木峠、商家竹屋など、訪日外国人観光客が求める歴史自然資源が残っております。また、みたけ華ずし体験やglass studio三日月のガラス製作体験、商家竹屋の機織り体験などの体験プログラムもありますし、御嶽宿わいわい館では、インバウンドツアー客の集合、案内拠点として、既にツアーオペレーターに活用されているところでございます。

そこで、まずは中山道を紹介する外国語のウェブサイトなどへ御嶽宿の情報発信を進めるとともに、町内中山道沿線、町なかや施設内にある看板や案内への英語表記など、インバウンドツアー客の受皿づくりに向けて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、御嵩町の中山道をしっかり歩いていただき、自然や歴史、文化などに触れて滞在時間を延ばしていただけるような着地型観光地を目指すとともに、まちづくりの一環として今後立ち上がる協議会等とも連携を図ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔８番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

８番 奥村悟君。

８番（奥村 悟君）

外国人の観光客を引き止めて着地型、なかなかすぐには無理かなというふうに思うんですけれども、今町長言われたように、令和８年度に願興寺が大修理を経てすばらしい建物になるわけですが、そういったところを見据えて、今後いろんな知恵を出して考えていく必要があるのかなというふうに思うんですけれども、町長、５日の施政方針の中で言われておりますけれども、岐阜県が外国人を対象としたツアーのパッケージを開発しているということでお聞きしておりますけれども、そのパッケージを入れて、この機会をチャンスに捉えて観光商品の開発や体験プログラムですか、こういったテーマで取り組みたいと考えておりますということなんですけれども、今いろんなこと聞きましたけれども、もう少し具体的に、こんなふうでちょっと滞在型をさせるというのをもしあればお聞かせください。

先ほどいろんな、三日月だとか言われましたけれども、もう少し、二、三時間も滞在するような何かものが、町長の頭の中でお持ちになればお聞かせいただけますか。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

いただきました質問に対してでございますけれども、先ほどもちょっと申しました、議員おっしゃるように、県のほうからもそのプログラム、パッケージとして、商品ベースとして送り込みたいという部分も、中山道かいわいについてこれから増えてくるのではないかというふうに思っておりますし、これはチャンスというふうに捉えて、受皿として観光地づくりという部分は積極的に進めていく必要があるかなというふうには思っております。ただ、一朝一夕にかなかできるものでもないというのも存じております。

具体的に、先ほど事例をちょっと紹介させていただいた部分が、今体験メニューとして用意されている、もしくは考えられているところでございますけれども、そういったことプラスアルファで今一生懸命コンテンツも探しているところでございます。より滞在時間を長くいただくために、単なる見せるところも当然でございますけれども、体験していただく等々、なるべく消費増につながるような、そういった部分についてはいろんな方々の御意見をいただきながら、かなえられるものはかなえていきながらということで進めているところでございますので、今一生懸命コンテンツを探しているところということでつなげていきたいなというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

行政全体、御嵩町のいろんなまちづくり会社等もありますので、そういったところといろんな検討しながら、協力体制の中で決めていくことが大事かなというふうに思います。

私なりにこういうふうにしていくといいなというような提案もちょっと持ってきましたので、一遍お聞きしてほしいと思いますので、少し触れさせていただきます。

3つのツアーに御嶽宿へインバウンド客が来ていると言いましたが、1つのツアー会社は今年50回来ています。50回御嵩の駅から細久手、大湫へと歩いています。あと、もう一つについては20回ぐらい来ているということで、来年の春からはもう2倍3倍に来るということで、ツアー会社のほうにも確認しましたら、そんな話がありました。

少し紹介させていただきます。

ごめんなさい、後ろ見えませんが、こういうふうに私、資料を書いてきましたので、前だけしか見えませんので。

これは外国人が歩く御嵩町内の中山道を絵にしてみました。伏見宿から大湫宿ということで描いてありますけれども、大体伏見宿から御嶽宿までが4.8キロ、御嶽宿から細久手宿までが

11.8キロ、これ中山道往来やっているところですね。それから、細久手宿から大湫宿が5.9キロという距離になるわけですが、これを外国人が歩いていくということなんですけれども、外国人は御嵩の駅に降り立つんですね。大体お昼頃、11時半から12時ぐらいに着きまして、そこで御嶽宿で軽い食事を取って、それから1時頃から細久手宿へ歩くということなんですけれども、細久手宿までが11.8キロ、これを大体、先ほど言いましたように、3時間から4時間かけて歩いて大黒屋で泊まると。

そこから、また次の日から大湫宿に向かうということなんですけれども、私が思っているのは、御嵩で降りる。特に1つのツアー会社は、先ほど町長言われたような関ヶ原というのがありましたけど、名古屋から直接に御嵩へ来るインバウンド客もいるんですよ。ということで、御嵩じゃなくて明智駅で降りて、ここから伏見宿、ここに松屋とありますけれども、ゆったり伏見宿、ここ登録有形文化財なんですけれども、ここに行ってお昼、ここで多鞠庵というお店があるわけなんですけれども、ここで食事ができるわけです。これはメニューも日本のメニューで大変おいしゅうございます。

ここでお昼を食べさせて、この洞興寺では女郎塚、それから子安観音、そういったところもありますし、ここの前の住職は偲歴会のメンバーでありまして、大変そういった歴史のこと詳しいです。その方かなり熱く語られますので、その方のお話を聞いたり、ここで滞在をして、ここから御嶽の宿まで歩くということになりますけれども、大体4.8キロですので2時間ぐらいかかるということです。

そうすると、この御嶽宿のところで宿があるといいかなあというふうに私思ひまして、この御嶽宿には今空き家が、私数えましたら9軒ぐらいあります。それと、今売り出している空き家が2軒あります。値段のほうも聞いておりますけれども、それはちょっと言えませんが、9軒ぐらいあるということです。そういったところの活用も図れます。

それで、ここで滞在をしながら、一番問題なのは、この御嶽宿からいろは茶屋、謡坂までが5.5キロなんですね。ということならば、この謡坂に宿を造って、ここまで5.5キロですから十分謡坂のところまで歩いていけます。ここも空き家が数軒あります。

ここで滞在をして、そこから大湫宿まで歩く。12キロぐらいですので、ここで宿で泊まっても次の日、少し体験をして大湫宿まで歩けるということなんですけれども、ここも謡坂も先ほど町長言われましたように、三日月さんありますし、それから吉野さんの工房ありますね、それから高橋さんのつるアートもありますので、ここを御嵩の癒やしの里、文化の里にしながら、ここで宿を造ると私はいいかなというふうに思います。御嵩の別荘地みたいなものにするといいかないと私は思います。

ここに1軒、キリスト教の建物があるわけですが、これは数千万円で今売りに出しており

ますので……。

議長（大沢まり子君）

すみません、奥村議員。再質問ですので、簡潔明瞭にお願いします。

8 番（奥村 悟君）

再質問は終わりました、私の提案をしていますので、すみません。ごめんなさい。

議長（大沢まり子君）

今質問をする一般質問でございますので。提案であれば、最初の質問の中でお願いしたいと思います。

8 番（奥村 悟君）

すみません、最後に私の思いを言いたかったですので、こういうことをすればいいなということをお願いいたします。すみません。ちょっと長くなりましたけど、よろしく願いをします。

外国人旅行者、言語の問題なんかあるんですけど、今ガイドさんがついていますので、ガイドさんすごく日本語話せますしフレンドリーなんですね。だから、ガイドさんを有効に利用しながら体験型も組むといいんです。私、わいわい館の体験から、ガイドさんをうまく引き止めれば体験できるんです。ツアー会社の本部へ連絡しても駄目なんです。ガイドさんが旅行の実権を握っておるんです。12人か10人ぐらい連れて。そういったガイドさんとうまくコンタクトを取れば、本当に面白い体験ができるなということを思いますので、宿泊のそういったものもやっぱり考えながら進めていっていただきたいなというふうに思います。以上です。

続きまして、次に移ります。

続きまして、2つ目ですが、旧名鉄八百津線廃線跡の土地利用についてということでございます。

この質問は、5年前、令和元年12月定例会において質問させていただきましたが、町長も替わり、改めて町の見解を伺います。

御承知のとおり、名鉄八百津線は廃線に伴い、平成15年に廃線敷約1.2キロメートルを名鉄から購入し、普通財産として管理しています。前回の質問の繰り返しになりますが、全長1.2キロメートルのうち582メートルについては、町道伏見3号線から伏見にこここ館までは舗装がなされ、遊歩道として地域の方の散歩コースや中学生の通学路として利用されています。その先、伏見にこここ館から可児市兼山境までの600メートル区間についてはいまだに整備がされず、草刈りにより管理がなされています。このまま放置すれば、のり面や跡地には木々や雑草が繁茂し、手がつけられないような状態になるのは火を見るより明らかです。

令和元年10月20日に御嵩あかでんランドの一つのアトラクションとして、明智駅から4.7キ

ロメートルの旧八百津線跡を巡るオールド・レイルウェイ八百津を開催しました。この後、新型コロナウイルスの蔓延などにより、あかでんランドも中止になり、この企画もこのときだけで継続がなされませんでした。たしかこの企画は、名鉄電車で明智駅まで来ていただき、そこから廃線跡をウォーキングし、兼山からYAOバスで明智駅まで戻ってくるコースだったと思います。名鉄広見線の利用にも貢献できたのではないのでしょうか。

全国の廃線跡地の利活用については、路線が複数の自治体にまたがっていることから、一体的な利用ができないことが多いものです。名鉄八百津線についても、自治体ごとに足並みがそろわず、各市町で利活用を模索し、それぞれが整備し、今となっています。

茨城県の筑波鉄道は、沿線自治体の存続対策協議会が廃線に同意した後、廃線跡は廃止問題協議会に組織替えし、自治体間で意見を集約して、つくばりんりんロードとして一体利用につながった事例があります。このように、道路として整備する上で1つの自治体内で完結する道路の必要性がない場合であっても、2つ以上にまたがって道路を整備することで整備の効果が生まれる場合もあります。廃線跡地を整備し、可児市と連携することにより、年1回程度のオールド・レイルウェイ八百津のようなウォーキングを企画してはと考えます。

また、美濃金山城や森家ゆかりの菩提寺、可成寺などを巡る歴史観光や、ロードバイクでのサイクリングコースとしても利用できるものと考えます。そうすれば、名鉄広見線の利用者増にも貢献できるものと思います。

跡地の問題については、地域住民の重要課題にもなっています。9月に行われた車座懇談会でも、名鉄八百津線の跡地をどうしていくつもりなのか、遊歩道にしてはどうかという意見も出ていました。

私の質問から5年が経過し、その前から幾度にわたり質問がなされ、十数年も経過しての廃線跡の利活用についていまだによい回答が得られず、俎上に乗せられてもいません。過去の一般質問の答弁で、当時の役職の寺本総務部長や伊左次元総務部長は、現状のままでよしとは思っておりません。地域住民の意見を承りながら、引き続きこの問題を検討する姿勢で、具体的な要望があれば真摯に対応する。地域の方々にとって、よりよい活用の提案に耳を傾けながら、有効な活用と、それに要する有益な財源を確保することとしたいという前向きな答弁であったと思うのは私だけでしょうか。

そこで質問ですが、1つ目、今までに有効な活用と、それに要する有益な財源を確保する検討はなされたでしょうか。

2つ目、車座懇談会でも出たように、地域住民にとって廃線跡地の利活用は最大の関心事であり、まちづくりの観点から、放置されるのは望ましくありません。今後どのようにしていかれるのか、具体的な考えをお聞かせください。

以上、答弁よろしくお願いします。

議長（大沢まり子君）

奥村議員、あと残り時間が25分ありますので、答弁は午後からということでよろしいでしょうか。

8 番（奥村 悟君）

結構です。

議長（大沢まり子君）

よろしいですか。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は13時といたします。

午前11時49分 休憩

午後 1 時00分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

答弁者、総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、奥村議員の質問に町長が御答弁を申し上げる前に少しお時間をいただきますので、よろしくお願いします。

私からは、旧名鉄八百津線廃線跡の土地利用についてと題しての最初の質問に答えさせていただきます。

伏見にこにこ館から可児市兼山境までの旧名鉄八百津線跡地は、以前より、地域住民から周辺にイノシシが出没するため、雑草対策として遊歩道の整備など、この土地の有効活用が求められてきました。また、先般の車座懇談会においても同様の意見をいただいております、地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることは町としても認識しております。

御質問の1点目、土地の有効な活用と有益な財源についてです。

この土地に対する地域住民から寄せられる声については、雑草や樹木の繁茂により生活環境への影響が大きいことから、町としては土地を管理していくに当たり、これまで防草シートによる雑草対策を検討してきました。しかしながら、廃線跡地に残っている砕石やのり面の形状などにより防草シートの設置が困難であったため、付近の生活環境を損なわないよう年2回の除草作業を実施し、土地の管理を続けているところです。

この廃線跡地を遊歩道として整備するには、過去の答弁のとおり、のり面保護などに多額の予算が必要となりますが、国・県の補助金や地方債は遊歩道の整備では対象にならないことか

ら、現状では有効な活用や有益な財源がありません。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

それでは、私のほうから、廃線跡地の利活用について今後どのようにするか考えについて述べさせていただきますと思います。

有効な活用と有益な財源を確保するという検討については、ただいま総務部長より説明させていただきましたので、私からは、2点目の今後どのようにするか具体的な考え方について述べさせていただきますと思います。

これまでも、地域住民から雑草対策として遊歩道の提案はいただいておりますが、地域の方々がどのようにこの土地を活用したいかという具体的な意見については伺っていない状態でございます。

仮にこの土地を遊歩道として整備したとしても、のり面や排水の整備を一体的に行う必要や、整備後の遊歩道を管理する担い手不足による管理コストの発生などの課題を解決する必要があるがございます。土地の活用については、その土地を管理していく担い手の確保も含めて、地域の人たちが今後どのように活用したいと考えているかが重要だというふうにも考えております。

この土地の地域での活用を考える上では、地域の方々の協力が必要不可欠であるため、雑草対策の遊歩道ではなく、地域の方々が望み活用していただけるアイデアがもしあれば、ぜひ具体的な活用について意見を賜りながら検討していきたいと考えております。

一方で、町有地の活用については、一体的に土地を地域で利用する以外に、個人の方に利用していただくという方法もございます。隣地の住民や民間事業者から町有財産の利用の希望があった場合には、土地の貸付けや売却を行うことも選択肢の一つとして考えることができます。

しかしながら、仮に土地の一部だけの利用となった場合は、残った土地を地域で活用することが難しくなり、そうなってしまってからでは遅いということもございますので、この土地の利活用、活用方法について、地域の意見を大切にしたいと考えております。

現段階におきましては、廃線跡地につきましては、これまで述べさせていただいた整備をしております。繰り返しにはなりますが、一番大切なことは、地域の方々がどのように活用したいと考えているかでございます。地域の方々が望み、活用していただけるアイデアがあるのであれば、ぜひ町としても具体的な方法について検討していきたいというふうに考えております。

議員には、ぜひとも地域の声を聞いていただき、地域の活用方法や担い手の確保等の町民のアイデアについて、その取りまとめ等尽力いただけるとありがたいというふうに考えており

ます。

〔8 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

8 番 奥村悟君。

8 番（奥村 悟君）

ありがとうございます。

この問題は、本当に数十年のときから話が出ていまして、八百津線を買った当時、そういった問題から出てまいっておりますけれども、先ほど総務部長が年に2回の草刈りということをやっていくような話でしたけれども、大体費用はどのくらいかかっておりますでしょうか。

議長（大沢まり子君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

大体1回当たり30万円ぐらいかかっているというふうに御理解いただければと思っております。

〔8 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

8 番 奥村悟君。

8 番（奥村 悟君）

ありがとうございます。

30万円ということでお聞きしたんで、年間60万円かな、10年たてば600万円ということで、金額が高い安いという問題じゃないですけれども、やっぱり管理ということなんですけれども、それだけの金額を長年投資していくならば、やはり何らかの形で手当てをすることが当然かなというふうに思います。

先ほど町長のほうから、地域の意見を聞いて、聞いた中でそれを大切に検討していくということなんですけど、私もいろんな住民に聞いてもなかなか結論的な、この前の車座でもそうなんですけれども、遊歩道にということで話が出るだけで、それ以上の具体的な話が聞かれないわけなんですけれども、そういった意見をもし集約すれば、何らかの形で町長のほうも具体的に検討していくというか、そういったことも確かに考えていくということによろしいでしょうか。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

お答えいたしますけれども、先ほど申しましたように、まず地域で考えていただいて、利活用の方法等、今の維持修繕とのことも含みながら御検討いただいて、町として御支援できるというようなことがもしあれば、その中で一生懸命検討していきたいというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

町には普通財産として土地がたくさんあります。そういったところの、例えば払下げだとか、有効活用は当然必要だと思いますが、この名鉄広見線については、南側については遊歩道になっているわけですが、北側については雑草ですね、碎石もあるわけなんですけれども、今、共和中学校の生徒さんも17人ぐらい兼山の子がいるわけなんですけれども、10人ぐらいが自転車、それから徒歩が7人ほどなんですけれども、徒歩の方は当然兼山のほうから歩いてくるわけなんですけれども、ちょうど今道路を直した丁字路、あそこのところを上がってくるわけなんですけれども、歩道がないものですからかなり危ないということで話も聞いておりますので、本当にこの跡地がきちんと整備されて、どこかの形の中で道路に、県道なり町道なりにひっつけば、本当にその対応ができるかなというふうに思いますし、にこにこ館の健康館ですか、そこでトレーニングやっているわけなんですけれども、そういったところの有酸素運動とかジョギングとかの活用もできますので、児童館があって、その児童館から見て北、南を有効活用、当然国道から入れれば1キロぐらいになりますので、ちょうどいいジョギングコースというか、そんな運動コースになるわけなんですけれども、そういった活用もできるかなというふうに私は思います。

なかなか県の予算、国の予算がつかない中で、今後除草だけでやっていくかというのは私は本当に疑問に思っていますので、なるべく早く地域の方の意見を集約しながら、町のほうにもまた要望してまいりたいというふうに思っておりますので、これ以上の質問はないわけなんですけれども、最後に私のほうからちょっと事例を触れさせていただきますので、それを終えて終わりたいと思いますが、実は皆様方御承知のとおりだと思いますが、岩手県の滝沢村ってあります。人口5万3,000人ぐらいなんですけれども、これは日本一の村ということで、村の面積はほんの17キロぐらいなんですけれども、人口がこんだけ多いわけなんですけれども、当時柳村純一村長ですね、これが3期12年にわたって行政改革をやったということで、本にもなっています。

その本の中に、住民本位の地域協働社会、協働社会というんですか、協働社会の例がありますが、それをちょっと紹介しますが、そのときに村道約1.6キロメートルあったんですけれども、その拡張工事の要望がありまして、村議会も動いたりして、陳情とか請願を何回か出して

2度採択しましたがけれども、道路の形状が国の補助金が出る基準には程遠く、工事費が約24億円かかるということで、村の自主財源では捻出するのは無理ということで、長年実現には至らなかったということなんですけれども、その後、柳村村長が一言発しました。これ協働できなかねということで、住民に声かけたらしいです。そうしたところ、役所と住民の話し合いが始まって、工事は住民自らが行って、必要な材料は村が支給する形で工事を行ったということですが、2年間で工事終わったそうです。通常であれば24億円かかるわけですが、いろんな材料費の支給だとか、そういったもので700万円で済んだということですが、この結果、住民の熱意と汗が長年の悲願を実現させたということでもあります。住民の思いを実現させる村の協働が実を結んだ一つの例です。

御嵩町も、このような協働社会、こういったものになればというふうに願っておりますので、また引き続き町長のほうも、私のほうもいろんな住民の意見を聞きながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、奥村悟君の一般質問を終わります。

続きまして、7番 清水亮太君。

7番（清水亮太君）

今回は、町の住宅政策について質問させていただきます。

令和3年第1回定例会で一般質問させていただいた内容も一部含みますので、御容赦ください。

町長は、人口の流出超過を解消し、流入人口を増やすことを掲げておられます。いわゆる人口減少対策に、少し町長独自のニュアンスを含ませたものと私は解釈しております。

一口に人口減少対策といっても、様々な手法があるかと思いますが、よく言われるのが住宅団地、あるいは働き先の大企業や工業団地の誘致です。御嵩町も工業団地や住宅団地を有しております。大規模な計画は、景気動向や地域の事情など、様々な要因で苦勞する事例も多いと思います。御嵩町においても、工業団地の整備で苦勞したことや、送木まで住宅団地が広がる壮大な計画が立ち消えになったと聞いております。

今の時代、大規模な住宅団地の誘致は陰りを見せております。全国の5ヘクタール以上の住宅団地の整備は1970年代がピークで、現在では、新規の住宅団地整備は全国的に少ないようです。それも人口減少を考えれば当然の判断で、大規模な住宅については、企業も投資を控えているように思います。不動産会社の新規の住宅に対する投資としては、数戸単位の分譲住宅のほうが今の時代には適しています。町内でも、幾つか分譲住宅の事例があるように思います。

町は、まちづくりの観点から数戸単位での戸建て住宅、分譲住宅を推進するべきではないでしょうか。

民間企業の投資をいかに御嵩町に向かわせるか、注目していただくか、また住宅の購入を考えている方にいかに住みたいと思っていただけるか、町の手腕が問われるかと思います。住む地域によっても、特色、強みは変わってくるものです。可児市寄りの場所では利便性、上之郷では経済性や自然環境といったところでしょうか。こういったポイントをいかにして住宅購入者や不動産業者にアピールしていくかが重要であると思います。

これから人口を増やしていくためには、空き家対策に加え、新築住宅も必要になります。住宅取得を考える個人、あるいは不動産会社などに向けた新規の住宅誘致について、町長のお考えをお伺いします。また、具体的な住宅誘致策などありましたら、併せて教えてください。

全国的な人口減少が原因となり、自治体間の人口の奪い合いはこれからもどんどん加速していくものと推測されます。都市部の自治体が、生産力と購買力の維持にどんどん躍起になっていき、地方の自治体間でも、人口の奪い合いに加え、都市部に人口を奪われまいと積極的な政策の実施が進むと想像されるからです。やはり住民サービスのよい自治体に住みたいと思う方は多いと思います。

東京都が、豊富な財力から子供関連の支援策を増幅させておりますが、地方の議員としてはゆゆしき事態に感じます。地方から都市部への人口流出に加え、地方への回帰、あるいは移住も阻みかねないものです。今後も豊富な財力を背景とした支援策を拡充されては、田舎の自治体はお手上げになりかねません。

こういった事態に少しでも対応するためには、住民サービスの向上にこれまで以上に取り組まなければなりません。前定例会で示された高校生の医療費無償化は、他市町村に劣ってはならぬという根本的な考えがあったように思います。人口を増やすには、根本的な住民サービスの向上に加えて、新規の住民へのサービスも向上させる必要があります。

また、流出を抑えるためには、新たに住宅を建てる町民のことも手当てする必要があるかと思います。住宅取得に対しての補助について考える必要があるかと思います。他の市町村でも、住宅取得について補助を行うところもあります。住宅の取得、特に新築ともなれば大きな出費となります。そういった初期投資を抑えるという意味で、住宅取得者としては、補助の有無は大きいかと思います。人口対策を大きな課題として上げている自治体は、特に住宅補助に力を入れているように思います。

岐阜県内では恵那市が思い浮かびます。同市では、えなで暮らそう奨励金として、基礎上限30万円、18歳以下の子供がいる場合20万円加算、Uターン移住で加算10万円、新婚加算で20万円の最大80万円までを上限として、建物、土地の取得の10分の1の補助を行っています。全移

住者を対象としながらも、特に若い世代の移住に注力していることが分かります。また、新築に限らず、中古住宅も対象となっています。

さらに、移住促進補助金として、移住体験ツアーや空き家バンク内覧など、移住を目的として恵那市の民間施設に宿泊した県外の方を対象に、宿泊費や交通費の補助まで行っています。正直意味があるかは微妙な気がしますが、移住定住促進室の存在と併せて、恵那市の本気度は伝わってきます。

また、お隣の可児市では、住宅新築リフォーム助成事業として、可児市の施工業者を利用することが条件ではありますが、工事費の5%、上限10万円でKマネーにて交付しているようです。

さらに土岐市では、市外からの移住者の新築、中古住宅取得に25万円、県外から移住の就業者、起業者を対象に50万円の奨励金を設定しているようです。

御嵩町においては、国の省エネ住宅関連の補助制度、住宅省エネ2023キャンペーンや岐阜県の施策としての移住者に対する補助がありましたが、省エネ住宅に対してや東京圏からの移住、林業就業が条件といったもので、対象を広く取った町としての取組は行っていないように思います。

冒頭でも触れましたように、令和3年第1回定例会の一般質問で同様の質問をしており、その時点では、前町長より住宅補助について前向きな答弁をいただいておりますが、その後、混乱期を迎えてしまったこともあってか、いまだ町としての取組はないように思います。町長も替わりましたので、政策的な考えの違いもあるかと思います。町長の住宅補助に対するお考えをお尋ねします。

2点質問いたします。

1点目、新規の住宅誘致について、町長のお考えをお尋ねします。具体的な住宅誘致策などありましたら、併せて御答弁をお願いします。

2点目、住宅補助導入のお考えはありますか。

以上2点、御答弁をお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

それでは、いただきました御質問を2点、併せて答弁させていただきたいと思います。

まず、人口減少対策においては、人の流れを生み出し、町の経済が活性化していくためにも積極的な企業誘致、これを行うことは重要と考えております。

その一方で、外から来られる方を増やすだけでなく、御嵩町に定住される方を増やし、町の

活力を維持、発展させていくための住宅誘致や住宅施策もまた企業誘致と同じく重要であると考えており、前向きな思いを私個人的にも持っております。

まず、住宅誘致策についてでございます。

現在の日本国内の新築住宅需要は、少子高齢化や人口減少、原材料価格高騰などの影響により減少傾向にあると言えます。御嵩町においても、直近20年の専用住宅の建築確認申請件数が減少傾向にあることから、将来的に新築住宅の需要は限られてくることが予想されます。対して、空き家等と思われる建物の数は、平成25年度から約1.4倍に増加をしております。

こうした状況も踏まえると、具体的な住宅誘致策といたしましては、議員御指摘のとおり、大規模住宅団地の整備または誘致、これは大変難しいと考えられます。一方で、現在も伏見地区の可児市境で行われているような民間事業者による小規模な開発、これは今後も継続していく可能性があるというふうに考えております。

また、議員からの御提案のとおり、不動産事業者との連携強化により、数戸単位の分譲住宅の整備を前向きに進めていくことは、人口減少抑制の観点からも合致するというふうに考えております。例えば、町有地の貸付け等の可能性についても、今後検討してみたいというふうに思います。

次に、住宅補助導入についてでございます。

新築物件購入への補助は、一定程度、住宅需要に対応できるとは考えられますが、国や県の手厚い補助メニューが用意されていることや、行政の財政負担も増大することから、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

一方で、中古物件購入への補助については、移住促進や空き家対策として、既存の住宅ストックを有効活用することができることから、前向きに検討したいというふうに考えております。

具体的な補助内容や条件については、他自治体の事例なども調査した上で、御嵩町の独自性を織り込みながら、将来的な予算化を視野に進めていきたいというふうに考えております。

さらに、空き家対策及び移住者支援の視点からの住宅補助として、空き家のリフォーム等への補助制度については、令和6年度にぜひ創設したいというふうに考えております。具体的には、空き家バンク登録物件を購入した移住者に対しまして、リフォーム等の改修に係る費用の2分の1、上限120万円の補助を行う制度設計としております。

このような空き家を活用した住居の整備を支援することは、新築が増える市街地との偏りを解消しながら、町全体で移住定住が進むことや、例えば自然豊かな上之郷地域への移住定住が進むことで地域の担い手不足解消の一助となるなど、多面的な効果も期待されるところであると思います。

今後も、町の財政状況や費用対効果等も考慮しながら、住宅誘致策や住宅補助の導入につい

て検討を進めていきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

〔7 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

7 番 清水亮太君。

7 番（清水亮太君）

御答弁ありがとうございました。

1 点目の住宅誘致の方策についてですが、伏見などもそうですし、意外とうちの御近所も結構家がぼんぼんと建ったところもありまして、この辺も、要は私が期待するところは、町長というのもおかしいですけど、トップセールスじゃないですけど、町としてちゃんとそういう民間企業に対して住宅を建ててほしいよ、こういうところが御嵩町優れているから投資してくださいよというところを期待しての質問だったので、そういう考えがあるのかどうかの再質問を 1 点お願いします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

住宅施策、さすがに大規模開発誘致は難しいというお話をしました。小規模開発でミニ開発と言われるような分譲的なものについては、今後の可能性も含めて一定程度のニーズがあるんじゃないかというふうに考えております。

その際に、例えば御嵩町はこういうメリットがある、その財政的なメリットだけではなくて、こういう特色があり、自然豊かで、住んでみるとゆったりと暮らせて、しかも都市部に近いですよというようなアピールも含めて、いろんな場でそのお話はしていこうというふうに思っておりますし、また今後、ファンクラブ等外部の方々といろいろ接触する機会も増やしていきたいと思っておりますので、そういった外の方、町外の方で興味を持っていただくような方々に積極的に PR をしていきたいというふうに思っております。

〔7 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

7 番 清水亮太君。

7 番（清水亮太君）

2 点目の住宅補助について、空き家の取得に対する補助もちょっと一部考えているというところで、新築よりというのはおかしいかもしれないですけども、空き家を減らしたいという

ところの一貫性は見えてきましたので、そこは理解いたしました。

ただ、住宅の空き家の取得の補助について、どういうスケジュール感で検討していくのか、またどういうメンバーでというとおかしいですが、そういうプロセスについても少し、決まっていることがありましたら教えてください。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

ただいまの御質問でございますけれども、今まさに検討しているところでもございますし、今後、当初予算も含めて、それも併せて検討していきたいと思っておりますので、今いただいた御提案というか、観点という部分も意識しながら制度設計をしていきたいというふうに思っております。

〔7 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

7 番 清水亮太君。

7 番（清水亮太君）

ありがとうございました。

具体的なことが決まったら教えていただきたいと思います。

空き家のリフォームの補助ですね、全体の2分の1、上限120万円、結構思い切った金額だなあというのはありまして、空き家をどうにかしたいという政策が本当に見えてきましたので、そこが確認できてよかったと思います。

ただ1点、みたけ暮らしという御嵩の移住サイトがありますけど、そういったところでも補助とかそういう今やっているところでも省エネのキャンペーン、国や岐阜県の補助とか、ああいうところがちょっと見えてきていないので、サイトの設計自体を、ちょっとやり直しというか、追加したらどうかなというのがありますけど、その点についていかがでしょうか。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

ありがとうございます。

見直しのほうは継続的に行ってまいりますけれども、例えば先ほどの空き家のリフォーム等についても、実際に県から3分の1の、スキームでは補助が出ますということもございますので、財源としてそれは有効に活用していきたいと思っておりますので、そういった県の補助、あるいは外部資金として何か使えるものがあればそういったものも織り交ぜながら、こういっ

た制度がございますというしっかりとした情報発信、PRをしていきたいというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

7番 清水亮太君。

7番（清水亮太君）

ありがとうございました。

私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、清水亮太君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 可児さとみさん。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

5番（可児さとみ君）

それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に従って2項目質問させていただきます。

1項目め、地域づくり助成事業についての質問です。

御嵩町では、地域住民の主体的な地域づくり活動を支援するため、活動のための資金や施設を整備する際の費用の一部を助成しています。活動と施設整備とに対し、御嵩町ふるさとふれあい振興基金を活用して、助成金交付を行っています。

私や岡本議員が活動しておりますみたけ落語会も、2016年に立ち上げ、助成1年、その後、活動助成を3年受け、定期的に活動をしてこられました。

かつて、十数年に遡りますと、50以上の様々な団体がいろんな分野で助成を受けられています。子育て世代の学習遊びを通しての交流活動や高齢者の生きがいつくり、触れ合い、また広く住民参加を呼びかけ生活に活気を与えたり、町内外へ地域の魅力を発信するなどの活動を通して、そしてまた、拠点やPR看板、施設の活用などの活動の支えとなる施設整備に対して助成を受けてこられました。

何か活動を始めようとすれば、必ず資金が必要となってきます。その資金面がネックになって、アイデアがあっても活動に踏み込めない住民はたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。しかしながら、年々助成を申請する団体が減ってきています。といいますのも、アイデアがあっても活動に結びつける方法、活動内容や資金繰りなど、相談できる場所が御嵩町にはありません。また、立ち上げ資金がないけど、助成申請が面倒であったり助成の割合が低かったり、まず認定されるための条件が厳しいなど、申請をためらう理由がある方も多いと思います。

また、条件に対して、自由な発想で主体的、積極的にまちづくりに取り組む団体、町民自身で知恵を出し合い、力を合わせて地域の課題解決をする町民によるまちづくり活動と言われましても、とても分かりにくい状況です。その活動団体自身では、これで申請できるのか、果たして認定されるのか、非常に判断しにくい部分です。

以前、岡本議員が地域づくり助成事業について質問、提案をされていますが、既に5年も前のことです。ちょうどみたけ落語会が活動助成をいただいていた頃ですが、その後、事業を継続していく上で改善はされてきているのでしょうか。活動を資金面で支える助成という環境がありながら、活動が起こらないのは非常に残念です。

そこで質問です。

6つの質問をさせていただきます。

1つ目、住民への助成事業の概要、仕組みの案内などは分かりやすい説明となっていますか。

2つ目、今までの助成団体に聞き取り調査など行っていますか。

3つ目、使いやすい助成金の制度の見直しはしていらっしゃるでしょうか。

4つ目、地域づくり活動をしている団体への直接のアプローチ、または相談に応じていらっしゃるでしょうか。

5つ目、助成金認定について、公開審査でふるさとづくり検討委員会に諮られますが、その人選はどのようになっていますか。

6つ目、団体の助成金終了後、追跡調査などはされていますでしょうか。そして、助成金終了後の支援は続けてありますでしょうか。

以上、6つの点について御答弁をお願いします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、可児議員の地域づくり助成金についてと題しての6つの質問に答えさせていただきます。

地域づくり助成制度は、町の活性化を図るため、創意と工夫にあふれる自主的、主体的な地域づくり活動を行う団体を支援するもので、ソフト事業の活動助成金とハード事業の施設整備助成金があります。

活動助成金については、団体の立ち上げから最大4年間の活動を助成するもので、今までに50団体が助成を受けています。施設整備助成金については、活動拠点の整備等を助成するもので、16団体が助成を受けています。しかしながら、最近では申請団体が少なく、担う団体も減少していることも踏まえて、団体の掘り起こしについても課題であります。

それでは、質問の1点目、事業の概要等の内容についてです。

募集の案内については、毎年3月に町ホームページに概要を含めた応募の手引や申請書などを掲載し、広報紙、防災行政無線でお知らせしています。3月の案内後、4月の申請までに募集期間が短いこと、手引では対象となる活動イメージがつかみにくいことなど、今後改善していく必要があると考えています。

2点目の質問、助成団体への聞き取り調査についてです。

助成した団体に対しては、実績報告の提出の際、書類審査とともに助成制度全般に対する意見や要望等をお聞きし、課題等を認識しています。

3点目の質問、制度の見直しについてです。

これまでも制度利用者の声を聞き、助成対象者の要件や限度額の引上げなど、使いやすい制度となるよう幾度も見直しをしてきました。しかしながら、申請団体が減っていることを踏まえ、活動団体や事業の審査を簡略化するなど、見直しを進めているところです。

4点目の質問、団体への直接のアプローチや相談についてです。

新しく活動を始めた団体については把握できておらず、直接のアプローチは行っていないが、団体の立ち上げや活動について相談に来られる方もあり、少しでも活動を展開していただけるよう対応しています。新しく活動を始めた団体が気軽に相談できるよう、分かりやすいお知らせに努めてまいりたいと考えています。

5点目の質問、ふるさとづくり検討委員会の人選についてです。

ふるさとづくり検討委員会の委員については、公募のほか商工会や観光協会の代表、まちづくり団体などから選出いただいています。どの方もまちづくり、地域づくりに関心の高い方に就任いただいています。

最後に、助成終了後の追跡調査、支援についてです。

助成が終了した団体に対しては、アンケートのような追跡調査は行っていないですが、引き続き活動を継続している団体については把握しています。活動を継続している団体からは、再度の助成を求める声もあることから、例えば、一度助成を受けた団体であっても、町の活性化につながるような新たな取組に対しては支援できるよう検討してまいりたいと考えています。

地域づくり団体、まちづくり団体の活動は、今後設立を予定しているファンクラブにおいても活躍、協力していただける団体として重要な位置づけとなると考えています。地域のために活動する団体が今後も増え、活躍していただくことで町の活性化につながるため、引き続き各方面に働きかけてまいります。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

5 番 可児さとみさん。

5 番（可児さとみ君）

ただいまは丁寧な説明をいただきましてありがとうございました。

周知、説明に関しては、3月に「ほっとみたけ」のほうで毎年行われていることも存じておりますし、8月に助成金団体が決定しましたというお知らせのところにも、こうした事業をやっていますので応募してください、御相談くださいという案内は見ております。でも、今部長がおっしゃったように、募集の告知に関しては非常に分かりにくいというか、きれいな言葉が並んでいるんですけども、最初に説明したような、もうちょっと何か例とか具体的なこんなことをやる人いませんかとか、そういうようなアプローチの仕方があると、皆さんちょっと気軽に手を挙げていただけるんじゃないかと思います。

切実に、もう来年度どんな団体が、もしかしたらないかもしれない。どんどん活動を自分たちで起こされる人が少なくなってきましたので、ちょっと心配して今回質問させていただいていますが、見直しの件に関しては、卒業団体さんから要望を聞いたり、申請の方法とか報告の方法とか、やりにくいところはないかという要望を聞かれて手直しをしていらっしゃるということなので、私たちが申請していたときよりも多少変わっているかもしれません。

そして、検討委員会のメンバー構成のことなんですけれども、先ほどは公募とか観光協会とかまちづくり、商工会関係で、まちづくりに興味のある方というふうで、私も卒業団体として今ここに携わらせていただいています。本当に収支と活動内容が当初の目的に合っているかということを審査するのみで終わってしまっていますので、助成団体が抱えている課題にアドバイスまでできないような状態で、やっぱりまちづくりにとても関係してきたりお手伝いしてきた、そういう経験者がこちらのほうに入っていらっしゃると、かつてにはそういう方も入っていらっしゃって、私たち助成団体としては大変ありがたいというか、よきアドバイスをいただけたので、その後に生かせるんじゃないか。中間発表がありますので、そこからでもちょっと軌道を変えたりとか、そういうためにもアドバイスが大変重要でありがたかったと思いますので今回聞いたわけです。

これから来年3月に広報されるんですけども、再質問というか、現在どのような状態というか、まちづくり課は予想として、こんな見込みの団体さんとかいいらっしゃるなということとかはありますか。

議長（大沢まり子君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

具体的な団体として今活動をやろうとされているほかの団体があるかということ、今情報はそこにはないところです。ただ、先日もある職業を退職された方が、御嵩でやっぱりいろいろ地域貢献をしたいという思いがあって、助成金とか使ってどうしたらそういう活動ができるんだろうとか、そういった相談にも来られていますので、潜在的にそういった方が存在するということは事実ですので、そういった方たちを積極的にフォローしながら、活動団体が増えていくようなことがやっていけたらなとは思っておりますので、御理解をお願いします。

〔5番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみ君）

自主的な活動に対して補助しますよということなので、まちづくり課としては両手を広げて待っているしかないという今状況なんですけれども、学校の家庭教育学級とか子ども会育成会、そのほかには乳児学級とか、そういった方々で、共に地域の課題を解決しているときにグループでやられた経験がある人などは、こんな課題が見つかってこれにどんな活動ができるだろうというふうな動きがあるのではないかと私はすごくそういう団体が気になっていますので、教育委員会とか生涯学習課のほうで活動していращやるところを、また卒業された方々がちょっとすごく期待をしています。

そして、ちょっと気になっていたのは、かつて総合計画とかに、一般住民を集められているような意見を出された機会があったと思うんですけれども、それはもう3年ぐらい前で、企画課が総合計画をつくるために皆さんの御意見聞きますという、そういう会があったと思うんですけれども、非常に若い人たちが参加していて、こうなりたい、ああなりたい、こういうことをやろうかという意見が出たと思うんですね。そこから、やっぱりまちづくり課でこういう助成金とかをやっていますけれども、企画課でもそういう意見をいただいたときに、その人たちがどんなことができるかなというふうな雰囲気が盛り上がったときにちょっとサポートしていただいたり、まちづくり課にはこういう助成金があるんだよとか、資金面はこういうところではできるよというふうな、せっかく出た意見をちょっと形にしていけるような行政がサポートしていかないと非常にもったいない。聞きっ放しということで、それは総合計画のほうに組み込まれたかもしれませんが、そういう方々にもちょっとアプローチしてもらえるとありがたいと思います。

私たち助成金団体は、本当に審査を受けて、自分たちの活動をするために助成金をいただいているんですけれども、助成金団体同士がやっぱり交流したりとか、お互いの持つ課題を、今審査をしていただけたところではアドバイスがいただけないので、そういう団体同士が交流

を持って自分たちの課題を提案したら、ほかのグループがいい答えを出してくれるかもしれないので、そういう団体同士の交流もあるといいと思いますし、その団体同士が連携して、また新たな活動に発展する可能性もあるので、先ほども言われましたけれども、町長が、ファンクラブのほうででもいろいろ関わるところがあるというか、そういう主要な人材たちが集まるというか、活動も生まれてくるんじゃないかなと思います。

6つ目の質問についてのお答えは、卒業後の支援というところですけど、継続しているところに関しては、相談には随時乗っているということでした。

議長（大沢まり子君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

再度の繰り返しの答弁になりますけれども、新たな取組に対して、活動した団体であってもまた新たな取組を検討している団体に対しては、また何らかの支援をしていく制度を今検討している最中でございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみ君）

私も今言ったように、今まで受けてきた団体が、また共に連携して新しい活動を始めたりなんかするということもフォローできるように今検討中ということですね。よろしくお願いします。

具体的には、助成金が終わったらたとえ止まってしまうのが、やっぱり町内公共施設の使用料の無償とかがいきなりお金がかかってしまったりとか、相談、アドバイスとかをできる限り継続しているところについては、御支援いただきたいと思います。

また、第3回定例会のほうで町の情報発信について質問をさせていただきましたが、そういう広報についてもサポートしていただけるとありがたいです。

それでは、1問目は終了します。

続いて、2項目め、行政窓口・接遇についての質問です。

町長には、就任以来、数多くの車座懇談会を行われ、大変お疲れさまでした。私も地区により参加をさせていただきましたが、再確認できたことがあります。その中で、以前から耳にしておりました役場職員の接遇についての質問です。

日頃、役場職員の皆さんには、住民に対して正確な行政サービスを努められており、大変感謝をしております。住民のために法令や制度などの業務に必要な知識を絶えず重ね、対応を迅

速に行えるよう、日々努力をしておられることと思います。議員の私たち同様、住民から向けられる信頼や期待も大きく、押し潰されそうになることもあるでしょう。お疲れさまです。

私たち住民は、現在役場に行くことは頻繁にはなく、手続に行かなければならないときのみ出向くことが多いと思います。そんな住民にとって、久しぶりに訪れる役場は未知の世界です。自分の行くべきところがどこにあるのか、会うべき人は、話すべき人はと分からないことが多いでしょう。担当者も替わることがありますし、担当課の場所も変わっていることがあります。とても不安な中、用事や相談に訪れるわけですから、住民にとって、役場はやはり近くても遠い存在と感じておられるかもしれません。

そんな中、気持ちのよい挨拶や接遇は、行政サービスの一部として大変重要だと考えます。役場は、安心と親しみを感じられる場所でなければならないと思います。実際、役場が行きにくい、心ない対応、窓口で声をかけてくれない、事務的で誠意が伝わらないなどの声も聞いておりましたが、車座、または住民懇談会でも、そうした印象をお持ちの住民が少なからずいらっしゃることを確認できました。

現在、住民窓口では、マイナンバーカード発行促進や介護相談など、とても丁寧な対応がされていることは十分認識しております。これを全職員に広げ、住民への接遇をさらに改善すれば、住民と職員相互の信頼も高まり気持ちのよい関係ができ、御嵩町として連帯感を生むものと考えます。

庁舎の件が滞っている今、わくわくしながら仕事をしようとする職員におっしゃる町長就任をきっかけに、建物より役場内部から人間関係の耐震強化をしていただきまして、住民との良好な関係性で雰囲気を守り立てていくことは、早速始められることではないかと考えます。

町長がおっしゃるように、住民と共にまちづくりに取り組んでいく環境が整う一助となるのではないのでしょうか。コロナ禍マスク越しの対応は表情もしっかり見えず、それゆえにコミュニケーションが取りにくい時期を越え、やっと対面で話せるようになりました。ぜひ、住民への職員の接遇の在り方をいま一度見直していただき、住民との関係性を高め、行政サービスに対してさらに満足していただけるように取り組んでいただきたいです。

そこで質問です。

1つ目、行政職員として、住民に対する接遇の研修など定期的に行われていますか。

2つ目、接遇のフォローアップはどのようにされていますか。

3つ目、今後どのような改善策に取り組んでいきますか。

以上3点、お伺いいたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、行政窓口・接遇についてと題しての3つの質問にお答えさせていただきます。

議員の指摘のとおり、車座懇談会において、役場環境、組織体制、職員のスキル、窓口対応の接遇などについて多方面の意見をいただきました。これまでには、窓口での丁寧な対応に感謝の言葉をかけて帰っていかれるお客様も大勢いらっしゃいました。ただ一方で、声かけや挨拶ができなかったり対応が事務的であったり、十分な対応ができていないケースもあります。こうしたことが役場全体のマイナスのイメージにつながっているのではないかと考えています。

御質問の接遇については、職員接遇基本マニュアルを策定して取り組んできておりましたが、職員の対応の改善を求める意見が寄せられており、この声を真摯に受け止めていきたいと考えています。

それでは、最初の質問の接遇研修についてです。

接遇は社会人としての基本マナーであることから、毎年新規採用職員を対象に、民間の接遇研修をはじめ、市町村研修センターの新人研修においても受講させています。それ以外の職員については、補職が主任、主査、係長などと変わる都度、基本研修として、接遇を踏まえた補職別の役割やスキルを学ぶ研修を受講させています。

また、課長会議などにおいても、職員の身だしなみや挨拶、綱紀の厳正な保持などをテーマにして、全職員に心がけるよう周知してまいりました。

次に、接遇のフォローアップについてです。

新規採用職員には、採用後、ある程度の実務経験を経た頃に、基本研修としてフォローアップ研修を受講させています。また、補職別研修についても、補職が変わったタイミングの研修であり、フォローアップにつながっていると認識しています。

これらの研修を実施していますが、住民からの苦情をいただく場合もございます。この場合、該当する職員と上司の面談を実施し、事情をヒアリングした上で直接改善指導を実施しています。

最後に、今後の改善策についてです。

今回の質問を受け、次のことに取り組んでいきたいと思えます。

1つは、職員接遇基本マニュアルの見直しです。いま一度、接遇マニュアルが住民のニーズに合っているか、職員に浸透しているか、職員がマニュアルを把握しているかなどを踏まえて、見直しが必要であると考えています。特に、接遇の基本的な心構えや具体的な対応方法はもちろんのこと、要配慮者への対応の充実や、今後はデジタル社会の進展に伴う幅広い世代への対応なども検討してまいります。

もう一つは、職員自身によるセルフチェックの徹底です。マニュアルにおいても、さわやか

行政サービス自己診断としてセルフチェックができるようになっていきます。これを常日頃から実施することで職員自身の気づきを促し、行動変容に結びつけていきたいと考えます。

さらに、セルフチェックを課単位で実施することで基本的な心構えや行動を再確認し、日常業務の中で接遇を意識し、実践していくためのフォローアップにもつなげていきたいと考えています。

引き続き、職員に接遇をはじめとしたスキルアップにつながる研修を受講させていくことはもちろんのこと、こうした改善策を実施していくことで接遇マニュアルの有効性を高め、住民の満足度向上につなげていきたいと考えています。

職員の接遇の在り方を見直し、住民から信頼される職員を育成し、気兼ねなく、気持ちよく来庁できる役場づくりに努めてまいります。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

それでは、職員の接遇に対する改善策につきまして、これは今総務部長お答えしたとおりでございますけれども、私からは少し思いのほうを答弁させていただきたいと思います。

接遇マニュアル等々を見直したり接遇研修を受講させたりしていくことは、改善していく手法としては必要なことだというふうに私も思っております。ただ、この車座懇談会などでこうした住民の声が寄せられたということは、正直うまく機能していなかったということだというふうに認識もしております。改善のために必要なこととして、私個人的には2点感じております。

まず1点目でございますが、住民の方から、職員として自分がどのように見られているか、あるいはどのように思われているかなど、客観的な声に耳を傾けて、それを自分事として受け止める、受け入れるということができないと変わってはいけないよということ。

2つ目でございますが、職員一人一人の考え方の基本であるマインド、つまり自分の思いとか心持ちといった、そういった本質を変えていかない限り変わっていかないということ。この2つに対する気づきということがとても大事だというふうに思います。

住民の方が相談に来られたとき、どのように対応したらよいのか。住民の方の立場に立って、何が大事かということを住民ファーストで考えられるか。職員一人一人がそのように感じられれば自然に動けるし、おのずと対応も変わってくると思います。そして、そのことが役場そのものの信頼につながっていくというふうに思われます。

このことを先日も職員集会において職員に伝えたところでございます。職員がわくわくしな

がら誇りを持って仕事を行うことで役場が変わっていき、そしてそれがまた住民の方にも伝わることで、住民の方が御嵩町に誇りを持っていただけることにつながっていくきっかけになることを信じております。そんな御嵩町になるよう、まずは私を含め、役場の職員が変わっていきけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔５番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

５番 可児さとみさん。

５番（可児さとみ君）

ただいまは総務部長よりお話、そして町長自ら思いを伝えていただきまして、誠にありがとうございます。

マニュアルは、基本あるとは思っておりますが、それをやっぱり一度ならず皆さんそれぞれに確認していただくとか、日頃もセルフチェックをしていくという試みは、これからありがたいと思います。あえてやるというわけじゃなくて、身についていくことを望んでいます。ふだんもマニュアルを受けた新人の方も実際不安だと思しますので、職場で上司、中堅の上司からも自分の振る舞いをお手本に新人に伝えていっていただけると御嵩町の雰囲気も上がっていくと思います。

そして、今日は住民への接遇というふうに質問をさせていただきましたが、本当に失礼なところを、ふだんの皆さんがどうという、内面はすてきな明るい方々ばかりなんですけれども、私もここに立ちますと、皆さんの顔が逆にちょっと怖く見えるぐらい真面目に対応しているのでもっと不安だったんですけれども、住民への接遇はもとより、やっぱり職場内の職員さん同士ももちろんコミュニケーションを深めていただいて、お互いに物の言いやすい信頼関係の育つ環境を整えてほしいと思います。

そして、行政の活気、行政の庁舎内の皆さんの活気というのは必ず伝わるんですね、接した方には。その気持ちに、また町民も含めて、何事もわくわくしながら取り組んでいきたいと思っています。本当に堅苦しく考えないで、マナーは押さえて、肩の力を抜いて、まずは笑顔で住民の方々に対応、そして職員同士も笑顔でコミュニケーションを取っていただきたいと思っています。そのような内部から、本当に耐震補強していただいて、すてきな庁舎内と、また住民との関係を築いていただきたいと思っています。御答弁ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（大沢まり子君）

これで、可児さとみさんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日12月13日午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時08分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 ま り 子

署 名 議 員 広 川 大 介

署 名 議 員 山 田 徹

